

塩谷町地域防災計画

第3部 資料編

塩谷町防災会議

目 次

第1 条例、要綱等	資-1
1 塩谷町防災会議条例	資-1
2 塩谷町防災会議委員	資-3
3 塩谷町災害対策本部条例	資-4
(1) 災害対策本部事務分掌	資-5
4 塩谷町被災宅地危険度判定実施要綱	資-8
5 塩谷町震災建築物応急危険度判定要綱	資-10
6 塩谷町同報系防災行政無線管理規程	資-13
7 塩谷町防災行政無線運用細則	資-15
8 塩谷町防災推進会議の運営に関する要綱	資-17
9 塩谷町災害時避難行動要支援者名簿に関する条例	資-18
10 塩谷町災害時避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則	資-20
11 塩谷町自主防災組織資機材等購入費補助金交付要綱	資-22
12 塩谷町自主防災組織活動費補助金要綱	資-25
13 災害弔慰金の支給等に関する条例	資-27
14 塩谷町被災者生活再建支援金支給要綱	資-31
第2 協定等関連	資-34
1 官公庁等との協定（広域協定含む）	資-34
2 民間等との協定	資-34
第3 防災関係機関・協力団体	資-36
1 防災関係機関連絡先一覧	資-36
(1) 町	資-36
(2) 消防	資-36
(3) 県	資-36
(4) 指定行政機関・指定地方行政機関	資-37
(5) 指定公共機関	資-37
(6) 指定地方公共機関	資-37
(7) 警察	資-38
(8) 自衛隊	資-38
(9) 一部事務組合	資-38
(10) その他公共的団体	資-38
(11) 地区防災計画策定団体	資-38
2 塩谷町指定給水工事店一覧	資-39

第4	避難・救援施設等.....	資-41
1	避難所等一覧.....	資-41
	(1) 指定避難所・指定緊急避難場所.....	資-41
	(2) 福祉避難所.....	資-41
2	防災倉庫備蓄状況.....	資-42
3	福祉・医療関係.....	資-43
	(1) 福祉施設一覧.....	資-43
	(2) 県指定災害拠点病院一覧.....	資-44
	(3) 町内医療機関一覧.....	資-44
	(4) トリアージ.....	資-45
4	飛行場外・緊急離着陸場一覧.....	資-46
	(1) 飛行場外離着陸場.....	資-46
	(2) 緊急離着陸場.....	資-46
5	ゴミ等収集車両関係.....	資-47
	(1) ごみ収集運搬車両所有状況.....	資-47
	(2) し尿収集運搬車両所有状況.....	資-47
第5	消防関係.....	資-48
1	消防ポンプ自動車等の現況.....	資-48
2	消防水利の現況.....	資-48
3	危険物施設一覧.....	資-48
4	毒物劇物製造（販売）業等登録状況.....	資-49
第6	水防関係.....	資-50
1	雨量・水位観測所一覧.....	資-50
	(1) 地域気象観測所（アメダス）（気象庁管理）.....	資-50
	(2) 雨量観測所（栃木県管理）.....	資-50
	(3) 水位観測所（栃木県管理）.....	資-50
2	重要水防箇所一覧.....	資-51
3	水防倉庫資材器具一覧.....	資-51
第7	土砂災害・山地危険箇所.....	資-53
1	砂防指定地一覧.....	資-53
	(1) 利根川水系.....	資-53
	(2) 那珂川水系.....	資-54
2	土砂災害危険箇所一覧.....	資-55
3	土砂災害（特別）警戒区域一覧.....	資-57
4	山地災害危険地区一覧.....	資-64
	(1) 山腹崩壊危険地区.....	資-64
	(2) 崩壊土砂流出危険地区.....	資-65

第8	気象及び地震に係る資料.....	資-67
1	宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準.....	資-67
2	塩谷町の警報・注意報発表基準一覧表.....	資-69
3	気象庁震度階級関連解説表.....	資-71
	(1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況.....	資-72
	(2) 木造建物（住宅）の状況.....	資-73
	(3) 鉄筋コンクリート造建物の状況.....	資-73
	(4) 地盤・斜面等の状況.....	資-74
	(5) ライフライン・インフラ等への影響.....	資-74
	(6) 大規模構造物への影響.....	資-75
第9	その他.....	資-76
1	災害救助法施行細則.....	資-76
2	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準.....	資-86
3	指定文化財一覧.....	資-90
	(1) 国指定史跡名勝天然記念物.....	資-90
	(2) 県指定有形文化財.....	資-90
	(3) 町指定有形文化財.....	資-90
	(4) 県・町指定無形民俗文化財.....	資-90
	(5) 県・町指定史跡名勝天然記念物.....	資-91
第10	様式等.....	資-92
1	災害報告様式.....	資-92
2	栃木県火災・災害等即報要領報告様式.....	資-93
3	緊急通行車両等の確認申出書、確認証明書及び標章.....	資-99

第1 条例、要綱等

1 塩谷町防災会議条例

(昭和39年3月19日条例第3号)

改正 昭和41年2月22日 平成7年12月15日条例第27号
平成12年3月23日条例第2号 平成24年9月27日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、塩谷町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 塩谷町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもってあてる。
 - (1) 町長が指定する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係行政機関の長が指名する者
 - (2) 栃木県の知事が、その部内の職員のうちから指名する者
 - (3) 町の区域の全部又は一部を管轄する警察署の警察署長又はその指名する職員
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 町の教育委員会の教育長
 - (6) 町の消防団長
 - (7) 町長が指定する関係公共機関及び関係地方公共機関のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第4号、第7号及び第8号の委員は、27人以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。
(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、栃木県の職員、町の職員、関係公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年2月22日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年2月11日から適用する。

附 則 (平成7年12月15日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月23日条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

2 塩谷町防災会議委員

役職	機関の名称及び役職名	条例委員区分
会長	塩谷町長	第3条第2項
委員	塩谷町副町長	第3条第4項
〃	栃木県矢板土木事務所長	第3条第5項第1号
〃	栃木県矢板森林管理事務所長	
〃	栃木県塩谷南那須農業振興事務所長	
〃	栃木県北健康福祉センター所長	
〃	矢板警察署長	第3条第5項第3号
〃	塩谷町教育長	第3条第5項第5号
〃	塩谷町消防団長	第3条第5項第6号
〃	東京電力パワーグリッド株式会社栃木総支社・栃木北支社長	第3条第5項第6号
〃	塩谷広域行政組合 消防本部 塩谷消防署長	第3条第5項第7号
〃	公益財団法人全国防災協会災害復旧技術専門家	第3条第5項第8号
〃	塩谷町区長会会長	
〃	塩谷町区長会副会長	
〃	塩谷町総務課長	第3条第5項第4号
〃	塩谷町企画調整課長	
〃	塩谷町庁舎建設準備室長	
〃	塩谷町税務課長	
〃	塩谷町住民課長	
〃	塩谷町保健福祉課長	
〃	塩谷町高齢者支援課長	
〃	塩谷町産業振興課長 兼 農業委員会事務局長	
〃	塩谷町建設水道課長	
〃	塩谷町会計管理者	
〃	塩谷町議会事務局長	
〃	塩谷町生涯学習課長	
〃	塩谷町学校教育課長	

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
	資料編

3 塩谷町災害対策本部条例

(昭和39年3月19日条例第4号)

改正 昭和41年2月22日 平成8年6月26日条例第10号
平成24年9月27日条例第22号

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、塩谷町対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年2月22日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年2月22日から適用する。

附 則（平成8年6月26日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月27日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

(1) 災害対策本部事務分掌

対策班名	担当課等	事務分掌
総務班 班長： 総務課長	総務課 (地域安全担当) 議会事務局 庁舎建設準備室	1 災害対策本部室の設置に関する事 2 本部員会議の庶務に関する事 3 本部長の命令、指示等の伝達に関する事 4 県、消防等関係機関との災害情報等の収集・伝達に関する事 5 消防団の出動要請に関する事 6 被害状況等の取りまとめに関する事 7 水防活動に関する事 8 避難所の設置の判断に関する事 9 県、自衛隊、協定等に基づく他市町村への応援要請に関する事 10 県等への被害報告に関する事 11 県職員、他市町村応援職員、自衛隊等の受入及び調整に関する事 12 災害救助法の適用申請・運用に関する事
	総務課 (地域安全担当を 除く)	1 職員の動員配備、調整に関する事 2 庁用自動車の集中管理、配車に関する事 3 救援物資の受け付け、配分に関する事 4 災害時の緊急輸送に関する事 5 緊急通行車両の確認申請に関する事 6 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援要請に関する事 7 各班の連絡調整に関する事
広報班 班長： 企画調整課長	企画調整課	1 住民への広報活動に関する事 2 臨時広報紙の発行に関する事 3 住民からの問い合わせ、要望、相談に関する事 4 報道機関に対する発表、報道要請に関する事 5 災害の記録、撮影に関する事
調査班 班長： 税務課長	税務課	1 人的被害、倒壊家屋等の被害状況調査に関する事 2 被災納税者の税の徴収猶予、減免措置に関する事
住民班 班長： 住民課長	住民課	1 ごみ、し尿の処理に関する事 2 被災地における環境衛生に関する事 3 塩谷広域行政組合処理施設との連絡調整に関する事 4 埋火葬の許可に関する事 5 遺体の埋葬に関する事
福祉班 班長： 保健福祉課長 高齢者支援課長	保健福祉課 高齢者支援課	1 保育園児の安全確保措置に関する事 2 保育所等所管施設の被害調査、応急対策に関する事 3 日赤奉仕団、社会福祉協議会との連絡・協力要請に関する事 4 認定子ども園への協力依頼に関する事 5 ボランティアの受け入れに関する事 6 要配慮者の支援活動に関する事

共通編	総則
	予防
災害応急対策編	復旧・復興
	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
資料編	原子力

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

対策班名	担当課等	事務分掌
		7 応急医療に関すること。 8 医薬品その他衛生資材の確保に関すること。 9 医師会、薬剤師会、医療機関への協力依頼に関すること。 10 救護所の開設に関すること。 11 感染症の予防に関すること。 12 臨時健康相談、健康診断の実施に関すること。 13 被災住民への心のケア対策に関すること。 14 災害弔慰金の支給等に関すること。
産業班 班長： 産業振興課長	産業振興課 農業委員会	1 所管施設の被害調査、応急対策に関すること。 2 食料、生活必需品等の調達に関すること。 3 農協等関係団体との連絡調整に関すること。 4 農作物、家畜の被害調査、応急対策に関すること。 5 農地、農業用施設等の被害調査、応急対策に関すること。 6 商工関係の被害調査、報告に関すること。 7 観光施設の被害調査、応急対策に関すること。 8 林地、林産物の被害調査、応急対策に関すること。 9 陸砂利採石監視員との連絡に関すること。 10 被災農林業者への金融対策に関すること。
建設班 班長： 建設水道課長	建設水道課	1 公共土木施設の被害調査、応急対策に関すること。 2 急傾斜地、がけ地等の被害調査、応急対策に関すること。 3 緊急輸送路、避難路の確保に関すること。 4 障害物の除去に関すること。 5 応急仮設住宅の建設に関すること。 6 被災宅地の危険度判定に関すること。 7 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 8 応急復旧資材の調達に関すること。 9 水道施設の被害調査、応急対策に関すること。 10 応急給水に関すること。 11 応急仮設トイレの確保、設置に関すること。 12 被害住宅復興資金に関すること。
教育班 班長： 学校教育課長 生涯学習課長	学校教育課 生涯学習課	1 児童・生徒の安全確保措置に関すること。 2 施設利用者の安全確保措置に関すること。 3 所管施設の被害調査、応急対策に関すること。 4 応急教育の実施に関すること。 5 教職員の確保、調整に関すること。 6 学用品の供与に関すること。 7 炊き出しに伴う給食センターの使用に関すること。 8 文化財の被害調査、応急対策に関すること。
出納班 班長： 会計課長	会計課	1 災害経費の出納に関すること。 2 義援金、見舞金の受付、保管に関すること。 3 他班への協力に関すること。
消防班 班長： 消防団長	消防団	1 消防、水防に関すること。 2 地域の被害状況調査に関すること。 3 住民への情報伝達に関すること。

対策班名	担当課等	事務分掌
		4 避難誘導に関すること。 5 救出、救護活動に関すること。 6 遺体、行方不明者の捜索に関すること。
避難所担当班※ 班長： 総務課長	全部署 （建設水道課を除く）	1 避難所の開設・管理運営に関すること。 2 避難所用物資、食料等の調達に関すること。 3 災害対策本部等との情報連絡に関すること。 4 避難所担当班員の配備、調整に関すること。

※平常時、全部署（建設水道課を除く）は、避難所担当班員を2名選定し、毎年の人事異動等に伴い更新するとともに、避難所担当班員は、避難所の開設・運営に関わる業務の把握、習熟に努める。

※避難所担当班の職員参集については、災害対策本部会議において避難所対策班長（総務課長）が各班の人数を要請するものとする。

※避難所担当班の参集職員の輪番については、参集職員の所属長（各班長）指揮の下編成を行うものとする。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

4 塩谷町被災宅地危険度判定実施要綱

(平成19年4月1日訓令第10号)

(目 的)

第1条 この要綱は、栃木県被災宅地危険度判定実施要綱（平成17年3月30日制定。以下「県要綱」という。）第7条に基づき、大規模な地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために定めるものである。

(定 義)

第2条 この要綱において、用語の意義は、県要綱に定めるところによる。

(危険度判定の実施主体)

第3条 本町の実施する危険度判定は、県の支援のもと、宅地判定士の協力を得て本町が主体的に実施するものとする。

2 県要綱第7条第5項の規定に基づき、県が本町を含む地域を対象として判定を実施する場合は、県との連絡を取り、危険度判定の円滑な実施が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(震前対策)

第4条 町長は、円滑な危険度判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、危険度判定業務を本町地域防災計画に位置付けるものとする。

2 建設水道課を危険度判定所管課とし、建設水道課長は、同課において危険度判定の実施体制の整備を図るものとする。

3 建設水道課長は、建設水道課の技術系職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう指導するとともに、他課の技術系職員で登録の要件を満たす者を宅地判定士として登録するよう他課に要請するものとする。

4 建設水道課長は、宅地判定士及び判定調整員の確保に努めるものとする。

5 建設水道課長は、危険度判定活動に必要な資機材について、予め調達し、備蓄しておくものとする。

(危険度判定実施の決定)

第5条 本町災害対策本部長は、地震又は降雨等によって多くの宅地が被災し、危険度判定実施の必要があると判断した場合は、直ちに危険度判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

2 前項に係る措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部に報告するものとする。

(実施本部)

第6条 第5条第1項の規定に基づき危険度判定の実施を決定した場合は、建設水道課に実施本部を設置するものとする。

2 前項の実施本部には、次の機関を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもってあてる。

(1) 実施本部長 建設水道課長

(2) 連絡調整班長 建設水道課建設担当

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

- (3) 物資調達班長 建設水道課建設担当
- 3 実施本部は、危険度判定実施に当たって次に掲げる事項を行うものとする。
- (1) 危険度判定実施に必要な拠点（以下「危険度判定拠点」という。）の確保
 - (2) 現地危険度判定拠点との連絡調整
 - (3) 危険度判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
 - (4) 危険度判定実施についての被災地住民への周知
 - (5) 危険度判定活動の際の現地案内人の確保
 - (6) その他の現地での危険度判定活動の補完作業
（危険度判定の対象区域、対象宅地の決定の基準及び手順）

第7条 危険度判定の対象区域は、宅地の地盤、のり面・自然斜面及び擁壁のクラック、沈下、崩壊等の被災状況を把握し、被災の箇所数等を考慮して決定するとともに、当該区域の宅地を危険度判定の対象とする。

- 2 優先的に危険度判定を実施すべき宅地は、別に定めるものとする。
（県への支援要請、宅地判定士等の確保及び判定の実施体制等）

第8条 災害対策本部は、危険度判定実施の決定後必要に応じて県災害対策本部県土整備部宮繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県県土整備部建築課）に対して支援要請を行うものとする。

- 2 実施本部長は、宅地判定士の資格を有する本町職員に危険度判定活動を要請するものとする。
- 3 危険度判定業務は、実施本部、宅地判定士及び判定調整員によって実施するものとする。
（宅地判定士等の移動方法、宿泊場所の確保等）

第9条 本町職員以外の宅地判定士及び判定調整員の危険度判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ公用車の利用を考慮するものとする。

- 2 実施本部長は、必要に応じ宅地判定士等の食糧の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。
（他市町村への応援等）

第10条 町長は、県内外の市町村が被災した場合において、県支援本部等から危険度判定に係る応援要請があった場合は、速やかに対応するものとする。
（危険度判定活動時における安全及び補償等）

第11条 実施本部長は、実際の危険度判定活動若しくは危険度判定の訓練活動において、職員及び宅地判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。

- 2 町長は、判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償細則に基づく補償制度の適用を受けられるように必要な措置を講ずるものとする。
（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、危険度判定に関して必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

5 塩谷町震災建築物応急危険度判定要綱

(平成18年3月30日訓令第11号)

改正 平成19年3月30日訓令第5号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 震前対策（第4条）
- 第3章 判定の実施（第5条—第11条）
- 第4章 その他（第12条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、栃木県震災建築物応急危険度判定要綱（平成17年3月30日制定。以下「県要綱」という。）第4条第1項に基づき、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、震災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱においては、用語の意義は、県要綱に定めるところによる。

（判定の実施主体）

第3条 本町の実施する判定は、県の支援のもと、判定士の協力を得て本町が主体的に実施するものとする。

第2章 震前対策

（震前対策）

第4条 町長は、円滑な判定を実施するため、栃木県地域防災計画との整合を図りながら、判定業務を本町地域防災計画に位置づけるものとする。

2 建設水道課を判定所管課とし、建設水道課長は、同課において判定の実施体制の整備を図るものとする。

3 建設水道課長は、建築関係業務に従事する技術系職員を判定士として養成するものとする。

4 建設水道課長は、判定士の確保に努めるものとする。

5 建設水道課長は、判定活動に必要な資機材について、あらかじめ調達し、備蓄しておくものとする。

第3章 判定の実施

（判定実施の決定）

第5条 本町災害対策本部長は、地震によって多くの建築物が被災し、判定実施の必要があると判断した場合、直ちに判定の実施を決定し、実施本部の設置その他の必要な措置を講じるものとする。

2 本町災害対策本部長は、県災害対策本部県土整備部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県県土整備部建築課）が県要綱第5条第2項に基づき、判定を実施するよう本町災害対策本部に進言した場合は、原則として、直ちに判定の実施を決定し、実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

3 第1項及び第2項に係る措置を講じた場合は、その都度県災害対策本部に報告するものとする。

(実施本部)

第6条 第5条第1項及び第2項の規定に基づき判定の実施を決定した場合は、建設水道課に実施本部を設置するものとする。

2 前項の実施本部には、次の機関を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもってあてる。

- (1) 実施本部長 建設水道課長
- (2) 連絡調整班長 建設水道課建設担当
- (3) 物資調達班長 建設水道課建設担当

3 実施本部は、判定実施に当たって支援本部との相互連絡を取り、判定の円滑な実施が図れるよう努めるものとする。この場合実施本部は、応急危険度判定実施計画書を作成するものとする。

4 実施本部は、判定実施に当たって次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 判定実施に必要な拠点（以下「判定拠点」という。）の確保
- (2) 現地判定拠点との連絡調整
- (3) 判定活動の安全を確保するための情報の収集及び提供
- (4) 判定実施についての被災地住民への周知
- (5) 判定活動の際の現地案内人の確保
- (6) その他の現地での危険度判定活動の補完作業
(判定の対象区域、対象建築物の決定の基準及び手順)

第7条 判定の対象区域は、建築物の被災状況を把握し、全壊、半壊及び一部損壊の棟数等を考慮し決定する。また、判定の対象建築物は、全壊（倒壊を除く。）、半壊及び一部損壊の建築物とする。

2 優先的に判定を実施すべき施設、区域等は、別に定めるものとする。

(県への支援要請、判定士等の確保及び判定の実施体制等)

第8条 災害対策本部は、判定実施の決定後、必要に応じて県災害対策本部県土整備部営繕班（県災害対策本部が設置されていない場合は県県土整備部建築課）に対して支援要請を行うものとする。

2 実施本部長は、判定士の資格を有する本町職員に危険判定活動を要請するものとする。

3 判定業務は、実施本部、判定士及び判定コーディネーターによって実施するものとする。

(判定士等の移動方法、宿泊場所の確保)

第9条 本町職員以外の判定士等の判定対象区域までの移動方法については、状況に応じ公用車の利用を考慮するものとする。

2 実施本部長は、必要に応じ判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保を行うものとする。

(他市町村への応援等)

第10条 町長は、県内外の市町村が被災した場合において、県支援本部から判定に係る応援要請があった場合は、速やかに対応するものとする。

(判定活動における安全及び補償等)

第11条 実施本部長は、実際の判定活動若しくは判定の訓練活動において、職員及び判定士等の生命の安全を最優先に考えて業務に取り組まなければならない。

2 町長は、判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

士等補償制度運用要領に基づく保障制度の適用を受けられるように必要な措置を講じるものとする。

第4章 その他

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、判定に関して必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第5号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

6 塩谷町同報系防災行政無線管理規程

(平成26年3月31日訓令第6号)

(目的)

第1条 この訓令は、塩谷町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する塩谷町同報系防災行政無線（以下「無線局」という。）の設置及び管理について、電波法（昭和25年法律第131号）及びこれに基づく命令、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 同報系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 再送信子局及び再々送信局 不感地帯の拡張子局に対して電波を再送信することで良好な回線を確保するための中継局をいう。
- (4) 拡声子局 同報系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (5) 無線系 前各号の無線局及び附帯設備を含めた通信システムをいう。
- (6) 無線従事者 無線局設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の回線構成)

第3条 無線局の回線構成は、別表第1のとおりとする。

[別表第1]

(無線局の管理運用体制)

第4条 無線局の管理運用体制は、別表第2のとおりとする。

(無線局総括管理者)

第5条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線局の管理及び運用の業務を総括し、管理者責任者を指揮し、監督する。
- 3 総括管理者は、町長とする。

(通信取扱責任者)

第6条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、総括管理者の命を受け、その無線局の管理の業務を行うとともに、管理者及び通信取扱責任者を指揮し、監督する。
- 3 管理責任者は、総務課長の職にある者を充てる。

(無線従事者の配置、養成等)

第7条 総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。
- 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿(様式第1号)を作成するものとする。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
原子力	
資料編	

(無線従事者の任務)

第8条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに無線局業務日誌(様式第2号)の記載を行うものとする。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局に携わる一般職員とする。

(備付け書類等の管理)

第10条 通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理、保管するものとする。

2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 無線業務日誌は、責任者管理者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。

4 通信取扱責任者は、無線従事者選(解)任届(様式第3号)の写しを整理、保管しておくものとする。

(無線局の運用)

第11条 無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。

2 非常災害時における無線局の適切な運用を確保するため、塩谷地区広域行政事務組合消防本部に遠隔制御装置を設置し、運用協定を締結し、これを運用するものとする。

(無線設備の保守点検)

第12条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行い、その責任者は、当該各号に定めるとおりとする。

2 (1) 週点検 無線従事者 (2) 四半期点検 通信取扱責任者 (3) 年点検 管理責任者

3 点検項目は、次のとおりとし、無線設備週点検簿(同報系)(様式第4号)、無線設備四半期点検簿(様式第5号)、無線設備年点検簿(同報系)(設備関係)(様式第6号)、無線設備年点検簿(同報系)(業務関係)(様式第7号)、のとおりとする。

4 点検の結果異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

5 管理責任者は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、遅滞なく復旧に必要な措置をとるとともに、その結果について総括管理者に通知し、処理経過を記録するものとする。

6 戸別受信機は、週点検及び年点検の実施時に使用者の協力を得て、その動作状況を確認する。

7 年点検は、保守業者に委託することができる。

(通信訓練)

第13条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、定期的な総合防災訓練に併せた総合通信訓練等を行うものとする。

2 訓練は、通信統制訓練、住民への通報等伝達訓練を重点として行うものとする。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表、様式略

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

7 塩谷町防災行政無線運用細則

(平成26年 3月31日訓令第7号)

改正 平成29年 6月30日訓令第3号

(目的)

第1条 この細則は、塩谷町同報系防災行政無線管理規程（平成25年訓令第1号）第11条の規定に基づき、無線局の運用を円滑に行うために定めるものとする。

(放送の種類)

第2条 放送の種類は、緊急放送及び一般放送とする。

(放送の手段)

第3条 放送の手段は次に掲げるものとする。

- (1) 拡声子局及び再送信子局による放送
- (2) 電子メールの配信
- (3) 文字標示盤による放送
- (4) 戸別受信機による放送

(放送事項)

第4条 放送事項は次に掲げるものとする。

- (1) 地震、火災、台風等の非常事態に関する予報、注意報及び警報
- (2) 一般行政事務の連絡に関する事項
- (3) その他、総括管理者が必要と認める事項

(放送時刻)

第5条 放送時刻は次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般放送は定時放送及び随時放送とし、一般行政関係の定時放送は次の時刻とする。午前7時30分、午後零時30分、午後6時30分
- (2) 時報のチャイムは、次の定時時刻に放送することができる。午前7時、正午、午後6時
- (3) 随時放送は必要の都度、随時行うものとする。
- (4) 緊急放送は、地震、火災、台風等の緊急を要する事態が発生し、又は発生が予想されるときに行うものとする。

(放送の手続)

第6条 放送する場合の手続は次の各号に定めるところによる。

- (1) 各課長等は、所管する事務で町民に周知広報する必要があるものについて、塩谷町同報系防災行政無線放送決議書(別記様式)(以下「放送決議書」という。)により、放送前日の正午までに管理責任者に提出しなければならない。
- (2) 緊急を要する場合は、口頭により届出を行うことができる。ただし、この場合は事後、直ちに放送決議書に記載して決議するものとする。
- (3) 管理責任者は、提出された放送決議書の内容を審査し、通信の可否を決定するとともに、通信依頼者に通知するものとする。
- (4) 管理責任者は、提出された放送決議書を整理保管するものとする。

2 町民からの放送依頼については、前項に準ずるものとする。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

(放送の制限)

第7条 管理責任者は、災害発生その他特に必要があるときは放送を制限することができる。

(放送の記録)

第8条 通信取扱者は、放送を行ったとき無線局業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

(放送の方法)

第9条 拡声子局及び再送信子局による放送の方法は、次のとおりとする。

- (1) 一斉呼出 子局全部を一括呼出しするものをいう。
- (2) 地区呼出 グループ毎の地区別に呼出しするものをいう。
- (3) 個別呼出 子局を個別に呼出しするものをいう。
- (4) 放送の方法
 - ア 一斉、地区又は個別呼出区分による呼出し 1回
 - イ こちらは 1回
 - ウ 自局呼出名称「ぼうさいしおや又は塩谷町役場〇〇課(局)」 1回
 - エ ……(通信事項)…… 1~2回
 - オ 以上で終わります 1回
 - カ 自局呼出名称「ぼうさいしおや又は塩谷町役場〇〇課(局)」 1回
- (5) 1回の放送時間は原則として3分以内とする。

(訓練通信等)

第10条 通信訓練又は防災訓練のための放送を行うときは、「クンレン」の語句を2回以上放送事項に冠して行うものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日より施行する。

附 則(平成29年6月30日訓令第3号)

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

8 塩谷町防災推進会議の運営に関する要綱

(令和元年5月30日訓令第7号)

(名称)

第1条 この会議は、塩谷町防災推進会議（以下「防災推進会議」という。）と称する。

(組織)

第2条 この会議は、消防防災を担う関係機関、学校、自主防災組織等の代表者により組織し、必要に応じて、議事に関連する庁内関係課長の出席を求めるものとする。

また、別途、庁内部会を設け、消防防災事業に関する懸念事項が生じた場合には、庁内関係各課の担当者により協議するものとする。

(目的)

第3条 この会議は、防災体制の強化を図るため、出水期前における防災情報の共有及び防災会議への付議事項の事前協議等を目的とする。

(議事進行)

第4条 この会議の議事進行は町長が務めるものとする。

また、部会の議事進行については事務局が務めるものとする。

(事務局)

第5条 この会議の事務局は塩谷町総務課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

9 塩谷町災害時避難行動要支援者名簿に関する条例

(令和元年9月30日条例第15号)

(目的)

第1条 この条例は、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための基礎となる名簿の作成及び同名簿を避難支援等関係者へ避難行動要支援者の同意を得ずに提供するために必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 高齢者、障害者、その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- (2) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難支援等関係者 矢板警察署、塩谷消防署、塩谷町消防団、社会福祉法人塩谷町社会福祉協議会、民生委員法（昭和23年法律第190条第8号）に定める民生委員、災害対策基本法（昭和36年法律第223号第5条第2項）に規定する自主防災組織、町内自治会、その他避難支援等の実施に携わる機関として特に町長が認める者をいう。

(避難行動要支援者名簿の作成)

第3条 町長は、避難行動要支援者に対する避難支援等が円滑に行われるよう必要な体制を整備するため、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由
- (7) 前各号に掲げる者のほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

3 町長は、避難行動要支援者名簿の記載事項について、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(名簿情報の提供)

第4条 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。この場合においては、名簿情報を提供することについて避難行動要支援者の同意を得ることを要しない。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

2 前項の規定にかかわらず、町長は、避難行動要支援者が名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報の提供をすることができない。

3 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

(名簿情報の取扱いに関する協定)

第5条 町長は、前条第1項の規定により名簿情報の提供をしようとするときは、当該名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者との間で名簿情報の取扱いに関する協定を締結するものとする。

2 町長は、前項の協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、同項の協定を締結した避難支援等関係者から、提供した名簿情報の管理に関して報告を求め、又は提供した名簿情報の管理の状況を検査することができる。

(名簿情報の漏えいの防止のための措置)

第6条 第4条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者は、当該提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

[第4条第1項] [第3項]

(利用及び提供の制限)

第7条 第4条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は当該名簿情報の提供を受けた者以外の者に提供してはならない。

[第4条第1項] [第3項]

(守秘義務)

第8条 第4条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

[第4条第1項] [第3項]

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

10 塩谷町災害時避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則

(令和元年9月30日規則第18号)

(趣旨)

第1条 この規則は、塩谷町災害時避難行動要支援者名簿に関する条例（令和元年塩谷町条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(避難行動要支援者)

第2条 避難行動要支援者の範囲は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 75歳以上で構成する高齢者のみの世帯の者であつて、次のいずれかの要件に該当する者
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受けていて、当該要介護認定に係る要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護1又は要介護2のいずれかであること。
 - イ 介護保険法第19条第2項の規定による要支援認定を受けていて、当該要支援認定に係る要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第1項に規定する要支援1又は要支援2のいずれかであること。
- (2) 介護保険法第19条第1項の規定による要介護認定を受けていて、当該要介護認定に係る要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項に規定する要介護3、要介護4又は要介護5のいずれかである者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身体障害者」という。）のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）に定める障害等級が1級又は2級に該当する者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級又は2級である者
- (5) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者更生相談所において療養手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度がAである者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者として第1号から第5号までに掲げる者に類する特別の事情を有する者であつて、災害時において避難支援等（条例第2条第2号に規定する避難支援等をいう。以下同じ。）を要すると町長が認定をした者（以下「認定要支援者」という。）とする。

2 前項第6号の規定による認定を受けようとする者は、本人又はその代理人が、町長に対し、避難行動要支援者名簿掲載申請書（様式第1号）により申し出なければならない。

3 町長は、前項の規定による申出を受理した場合は、これを審査し、その結果について通知するものとする。

4 認定要支援者が、第1項第6号に規定する特別の事情がなくなった場合、死亡し、又は転出（町の区域外へ住所又は居所を移すことをいう。以下同じ。）した場合その他避難支援等を要しなく

総則	共通編
予防	
復旧・復興	災害 応急 対策 編
水害等	
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

なった場合は、本人又はその代理人は、町長に対し、避難行動要支援者名簿抹消届出書（様式第2号）を提出するものとする。

- 5 町長は、認定要支援者に第1項第6号に規定する特別の事情がなくなつたと認める場合又は認定要支援者が転出し、若しくは死亡した場合、その他避難支援等を要しなくなつたと認める場合は、同項の認定を取り消すものとする。

（避難行動要支援者名簿情報の提供を拒否する方法）

第3条 条例第4条第2項で定める避難行動要支援者名簿情報の提供を拒否する場合は、本人又はその代理人が、町長に対し、避難行動要支援者名簿情報提供拒否届出書（様式第3号）を提出する方法とする。

[第4条第2項]

- 2 条例第4条第2項の規定により、避難支援等関係者への名簿情報の提供の拒否の申出をした者が、当該申出を撤回しようとするときは、本人又はその代理人が、町長に対し、避難行動要支援者名簿情報提供拒否撤回届出書（様式第4号）を提出しなければならない。

[第4条第2項]

（避難行動要支援者名簿の修正）

第4条 認定要支援者は、条例第3条第2項各号に掲げる避難行動要支援者名簿の記載事項（以下この条において「名簿記載事項」という。）に変更が生じたときは、本人又はその代理人が、避難行動要支援者名簿記載事項変更届出書（様式第5号）により町長に届け出るものとする。

- 2 町長は、認定要支援者について、名簿記載事項の変更を要する事由を認めた場合は、当該事由の内容に従い、当該認定要支援者に係る名簿情報記載事項の変更をするものとする。

（協定に定める事項）

第5条 条例第5条第1項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

[第5条第1項]

- (1) 名簿情報管理責任者に関する事項
- (2) 提供しようとする名簿情報の対象者の住所又は居所に係る行政区名及び地番の範囲
- (3) 提供しようとする名簿情報の保管に関する事項
- (4) 提供しようとする名簿情報の利用の制限に関する事項
- (5) 守秘義務に関する事項
- (6) 協定に違反した場合の措置に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、提供しようとする名簿情報の管理に関し必要な事項として、町長が別に定めるもの

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施工する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

11 塩谷町自主防災組織資機材等購入費補助金交付要綱

(平成29年 3月30日告示第7号)

改正 令和元年 9月30日告示第18号

(趣旨)

第1条 町長は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項及び第8条第2項第13号の規定により自主防災組織の活動を支援し地域防災力の向上に資するため、塩谷町補助金等交付規則（昭和47年7月1日規則第14号『以下「規則」という』）、塩谷町補助金等の交付に関する規程（平成8年3月29日訓令第1号『以下「訓令」という』）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内において塩谷町自主防災組織資機材等購入補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

[塩谷町補助金等交付規則(昭和昭和47年7月1日規則第14号『以下「規則」という』)] [塩谷町補助金等の交付に関する規程(平成8年3月29日訓令第1号『以下「訓令」という』)]

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に該当する自主防災組織とする。

(1) 補助金の交付を受けたことがない自主防災組織

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が実施する事業で次の各号に掲げるものとし、当該事業に要する経費のうち補助金の交付の対象となるもの（次条において「補助対象経費」という。）は、当該各号に定める経費とする。

(1) 町内の自主防災組織がその設立に伴う初期投資として防災活動に必要な資機材等を購入する事業 地域防災力強化推進事業補助金交付要領（平成21年3月27日付け栃木県文書。第8条において「県要領」という。）別表自主防災組織強化推進事業の項中欄に規定する防災資機材等の整備に係る経費で、別表に規定する資機材等(以下「防災資機材等」という。)の購入に要するもの

(補助金額)

第4条 一の補助対象者に交付する補助金の額は、当該補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額とし、50万円を限度額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとする。

(事業の実施期間)

第5条 この告示により、補助金を交付する事業の実施期間は、平成29年度から令和3年度までとする。

(申請書)

第6条 訓令第3条第2項第7号に規定する申請書は、自主防災組織資機材等購入費補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項に規定する申請書は、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 自主防災組織規約
- (2) 防災資機材等の購入に係る見積書、収支予算書
- (3) 前2号に規定するほか、町長が必要と認める書類

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

(交付の決定)

第7条 町長は、規則第5条の規定により交付を決定した場合は、自主防災組織資材購入補助金交付決定通知書(様式第2号)及び自主防災組織資材購入補助金交付決定指令書(様式第3号)により、交付の決定を受けた補助対象者(次条において「交付決定者」という。)に通知するものとする。

[第5条]

(変更の承認)

第8条 交付決定者は、規則第6条第1項第1号に規定する承認を求める場合は、自主防災組織資材等購入補助金変更承認申請書(様式第4号)に町長が必要と認める書類を添え、遅滞なく町長に申請しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、県要領第7条に規定するものとする。

[第7条]

3 町長は、第1項に規定する申請に係る変更を承認した場合は、自主防災組織資材等購入補助金変更承認通知書(様式第5号)及び自主防災組織資材等購入補助金変更決定指令書(様式第6号)により、変更の承認を受けた交付決定者に通知するものとする。

(実績報告書)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書は、自主防災組織活動支援補助金実績報告書(様式第7号)とする。

2 前項に規定する実績報告書が次に掲げる事業に係るものである場合は、当該各号に定める書類を添えるものとする。

(1) 第3条第1項に規定する事業 次に掲げる書類

[第3条第1項]

- ア 防災資機材等の購入に係る請求書、領収書等の写し
- イ 防災資機材等を撮影した写真等
- ウ 防災資機材等の保管又は配置場所を明らかにした書類
- エ アからウまでに規定するほか、町長が必要と認める書類

(2) その他、町長が必要と認める書類

(額の確定の通知)

第10条 規則第16条に規定する通知は、自主防災組織資材等購入補助金の額の確定通知書(様式第8号)及び自主防災組織資材等購入補助金の額の確定指令書(様式第9号)により行うものとする。

(交付請求書)

第11条 規則第18条に規定する請求書は、自主防災組織資材等購入補助金交付請求書(様式第10号)とする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
原子力	

資料編

附 則(令和元年9月30日告示第18号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

区 分	経費の種類
情報収集・伝達用資機材	ハンドマイク、携帯用無線機・受令機、携帯用ラジオその他情報収集・伝達活動に必要な資機材
初期消火用資機材	消火器、水バケツ、砂袋、防火衣、ヘルメット、とび口その他初期消火活動に必要な資機材
水防用資機材	防水シート、シャベル、つるはし、スコップ、ロープ、かけや、杭、土のう袋、鎌その他水防活動に必要な資機材
救出用資機材	バール、はしご、大工道具、鉋、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、チェーンソー、一輪車、リヤカーその他救出活動に必要な資機材
救護用資機材	担架、救急セット、テント、毛布、シートその他救護活動に必要な資機材
避難用資機材	高機能ライト、ハンドマイク、警笛その他避難活動に必要な資機材
避難所衛生資機材	災害用トイレ(付属品等含む)、避難所用間仕切り等その他避難所衛生用資機材
給食・給水用資機材	炊事用具、給水タンク、非常食その他給食・給水活動に必要な資機材
訓練用資機材	訓練用消火器その他訓練に必要な資機材
照明用資機材	発電機、投光器その他照明に必要な資機材
その他	防災備蓄倉庫、カメラ、携帯電話機用充電器、ビニールシート等

様式 略

総則	共通編	
予防		
復旧・復興		
水害等		災害 応急 対策 編
火山		
火災・事故		
震災		
原子力		
資料編		

12 塩谷町自主防災組織活動費補助金要綱

(平成29年3月30日告示第7号)

改正 令和2年9月30日訓令第22号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織の活動を推進し、地域住民の防災力の向上を図るため、塩谷町自主防災組織活動費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、塩谷町補助金等交付規則(昭和47年7月1日規則第14号)及び塩谷町補助金等の交付に関する規程(平成8年3月29日訓令第1号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地域住民の日常生活の安全を図るため、地域防災活動を行うことを目的として、自治会等の単位で住民が自主的に組織した団体であって、自主防災組織の規約及び計画等を有し、当該規約及び計画を町に提出した自主防災組織をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、防災訓練又は防災の広報、啓発等を行う自主防災組織とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げる各活動に対する経費の合計額とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、30,000円を限度に予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 補助金の交付は、同一の自主防災組織に対し、一会計年度につき1回限りとする。

(事業の実施期間)

第6条 この要綱により補助金を交付する事業の実施期間は、令和2年度から令和4年度までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者(以下「申請者」という。)は、塩谷町自主防災組織活動費補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 支出明細書(別記様式第2号)

(2) 補助対象経費に係る領収書等の写し

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該交付申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、塩谷町自主防災組織活動費補助金交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知しなければならない。

(補成金の交付請求)

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第9条 申請者は、前条の補助金交付決定通知書を受領した際には、塩谷町自主防災組織活動費補助金交付請求書（別記様式第4号）を速やかに提出することとする。
（補成金の交付）

第10条 町長は、交付請求書を受領した後に、速やかに補助金を交付するものとする。
この場合において、補助金の交付は、原則として口座振替とする。
（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は令和2年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象の活動	補助対象経費
防災訓練に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し材料の購入費 ・防災資機材の借上げ料 ・訓練に要する消耗品、資機材の購入費 ・防災訓練参加者の傷害保険料 ・災害時の備蓄品の購入費 ・その他防災訓練に必要な経費
防災の広報、啓発に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・会議室利用料、講師謝礼金 ・研修参加費（交通費を含む。） ・看板、ポスター等の製作費 ・その他広報、啓発に関する経費

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

13 災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和49年6月25日条例第23号)

改正 昭和50年3月19日条例第3号 昭和56年6月27日条例第17号
昭和57年9月27日条例第21号 平成3年12月25日条例第22号
平成31年3月22日条例第3号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 災害弔慰金(第3条―第8条)
- 第3章 災害障害見舞金の支給(第9条―第11条)
- 第4章 災害援護資金の貸付け(第12条―第16条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民とは、災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲としその順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- イ 配偶者
- ロ 子
- ハ 父母
- ニ 孫

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害 応急 対策 編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

ホ 祖父母

2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡した当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにした者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害弔慰金の額は、災害により死亡した者が主として生計を維持していた場合にあっては500万円以内でありその他にあっては250万円以内とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は、重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手續)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては、125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

[第7条] [第8条]

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財についての被害全額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ハ 住居が半壊した場合 270万円

ニ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

ハ 住居が全壊した場合(ニの場合を除く。) 250万円

ニ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、法第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上げ償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力

(規則の委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年3月19日条例第3号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年6月27日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年9月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(平成3年12月25日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成31年3月22日条例第3号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

14 塩谷町被災者生活再建支援金支給要綱

(令和元年12月27日訓令第27号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内で発生する自然災害(被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第1号に定める自然災害をいう。以下同じ。)において、住家に著しい被害を受けた被災者が早期に生活の再建を図ることを支援するため、被災者に対し塩谷町被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象の災害)

第2条 支援対象となる災害は、被災者生活再建支援法が適用されない区域にかかる自然災害とし、公益財団法人栃木県市町村振興協会が支援対象の災害として決定したものとする。

(支援金支給の対象世帯)

第3条 支援金の支給対象の世帯は、前条の災害により被害を受けた世帯であつて、次に掲げる世帯(以下「被災世帯」という。)とする。

- (1) その居住する住宅が全壊した世帯
- (2) その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- (3) 火砕流等による被害が発生する危険な状態が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- (4) 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(以下「大規模半壊世帯」という。)

(住宅の被害認定)

第4条 住宅の被害認定は、「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府統括官(防災担当)通知)その他の関係通知等に基づき町長が行う。

(支援金の区分及び支給額)

第5条 町長は、被災世帯の住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」を支給し、当該世帯の住宅の再建方法に応じて「加算支援金」を支給するものとし、その支給額は別表のとおりとする。

(支援金の支給申請)

第6条 基礎支援金の支給を受けようとする被災世帯の世帯主(以下「申請者」という。)は、支援金支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票記載事項証明書等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる証明書
- (2) 第3条第1号又は第4号に該当する世帯は、住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できるり災証明書(住宅に半壊の被害等を受け、当該住宅をやむを得ず解体した場合(第3条第2号に該当する世帯の場合)も同様)

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
原子力	

資料編

[第3条第1号] [第4号]

(3) 第3条第2号に該当する世帯は、住宅に半壊の被害、又は住宅の敷地に被害を受け当該住宅をやむを得ず解体し、又は解体されたことが確認できる町が発行する証明書

[第3条第2号]

(4) 第3条第2号に該当する世帯のうち住宅の敷地に被害を受けた世帯は、宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書、写真など住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる書面

[第3条第2号]

(5) 第3条第3号に該当する世帯は、長期避難世帯に該当する旨を証明する書類

[第3条第3号]

2 加算支援金の支給を受けようとする申請者は、申請書に必要事項を記入の上、住宅の建設、購入、補修又は賃借を行ったことを示す契約書の写し(登記簿謄本や建築確認通知書の写しなど代替できる書面でも可)を添付し、町長に提出しなければならない。

(支援金の申請期間)

第7条 申請者が支援金の申請を行う期間は、第2条に定める災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までとする。ただし、災害の規模等により、町長の判断により短縮することができる。

[第2条]

(支援金の支給決定)

第8条 町長は、申請者に対して支援金を支給することを決定したときは、支援金支給通知書(様式第2号)を速やかに交付しなければならない。また、申請者に対して支援金を支給しないことが決定したときは、その理由を記した支援金支給却下決定通知書(様式第3号)を速やかに交付しなければならない。

(支援金の支給決定の取消し)

第9条 町長は、申請者が次に該当する場合には、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。

(2) その他支援金の支給の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反し、又はこの事業を定める規定に基づく請求に応じないとき。

(支援金の返還)

第10条 前条の規定により支援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金を支給されているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 町長は、支援金の決定を取り消した場合において、支援金の返還を請求したときは塩谷町補助金等の交付に関する規則(昭和47年7月1日規則第14号)に基づき、加算金又は延滞金を納付させるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、当該申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

この訓令は、交付の日から施行し、令和元年10月12日以降に被害を受けた世帯の支援から適用する。

別表(第5条関係)

() は単数世帯 ※1				
基礎支援金		加算支援金		合計
被害程度	支給額	再建方法※2	支給額	
全壊 【第3条第1号に該当】 半壊解体・敷地被害解体 【第3条第2号に該当】 長期避難 【第3条第3号に該当】	100万円 (75万円)	建築・購入	200万円 (150万円)	300万円 (225万円)
		補修	100万円 (75万円)	200万円 (150万円)
		賃借 ※公営住宅入居を除く	50万円 (37.5万円)	150万円 (112.5万円)
大規模半壊 【第3条第4号に該当】	50万円 (37.5万円)	建築・購入	200万円 (150万円)	250万円 (187.5万円)
		補修	100万円 (75万円)	150万円 (112.5万円)
		賃借 ※公営住宅入居を除く	50万円 (37.5万円)	100万円 (75万円)
※1 単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。				
※2 再建方法について、2以上の該当がある場合は、表の定める額のうち最も高いものとする。				

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第2 協定等関連

1 官公庁等との協定（広域協定含む）

締結協定名等	協定先	主な締結協定内容	協定年月日
災害時における市町村相互応援に関する協定	県内全市町、 栃木県	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん 等	平成 8 年 7 月 30 日
災害時における女川町と塩谷町との相互応援に関する協定	宮城県女川町	食料品、生活物資等の救援物資の提供、救援活動及び災害復興のための職員の派遣、被災住民の受入れ 等	平成 25 年 8 月 12 日
さくら市総合公園の広域防災拠点としての利用に関する協定	矢板市、さくら市、 高根沢町、塩谷広域 行政組合	広域防災拠点施設の共同利用	平成 25 年 10 月 21 日

2 民間等との協定

締結協定名等	協定先	主な締結協定内容	協定年月日
塩谷地区広域防災の相互協力に関する協定	栃木県建設業協会塩谷支部	建設業協会の協力及び資機材等の提供	平成 24 年 2 月 2 日
災害時における食糧及び生活必需品等の供給に関する協定書	よつ葉生活協同組合	食糧及び生活必需品等の供給	平成 26 年 3 月 27 日
災害時における食糧及び生活必需品等の供給に関する協定書	とちぎコープ生活協同組合	食糧及び生活必需品等の供給	平成 26 年 3 月 27 日
災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	株式会社とちぎテレビ 株式会社栃木放送	災害時等の放送要請	平成 27 年 3 月 10 日
災害時等における電気設備の復旧等に関する協定	栃木県電気工事業工業組合	公共施設の電気設備等の復旧活動、電気に係る事故防止に関する事等	平成 27 年 8 月 6 日
災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ 災害対策センター	作業資機材、日用品、水関係等の供給 等	平成 27 年 12 月 24 日
塩谷町と塩谷町内郵便局との地域における協力に関する協定	日本郵便株式会社 玉生郵便局長	地域見守り活動、道路の損傷等に関する事、災害発生時の協力等	平成 29 年 4 月 11 日
ささつな自治体協議会防災研究・災害支援協定	ささつな自治体協議会	食料、飲料水、生活必需品、資機材及び物資の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 等	平成 30 年 5 月 7 日
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン 関東エリアグループ	広域図、ZNET TOWN、住宅地図（災害時のみ使用可）の貸与	平成 30 年 9 月 18 日

締結協定名等	協定先	主な締結協定内容	協定年月日
災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定	有限会社阿久津油店 有限会社石下油店 磯清商店 有限会社菊池油店 有限会社村上自動車 渡辺油店	災害応急対策、ライフラインの維持に必要な施設・車両等への燃料の供給 等	平成 30 年 12 月 3 日
災害時における飲料の供給協力に関する協定	株式会社 ティー・シー・シー	飲料の供給	平成 31 年 1 月 7 日
災害時における量の提供に関する協定	「5 日で 5000 枚の約束」 プロジェクト実行委員会	避難所等で使用する量の提供	平成 31 年 1 月 25 日
災害時における土のう用砂の供給協力に関する協定	高原建設 有限会社	災害時における土のう用砂の提供	平成 31 年 1 月 29 日
災害時における飲料水等の提供に関する協定	株式会社ダイドードリンコ サービス関東	飲料水等の供給	平成 31 年 2 月 6 日
非常時における飲料供給に関する覚書	株式会社ダイドードリンコ サービス関東那須営業所	非常時飲料供給機能付き自動販売機内飲料等について無償提供	平成 31 年 1 月 24 日
災害時における飲料水等の提供に関する協定	コカ・コーラ ボトラーズ ジャパン株式会社	飲料水等の供給	平成 31 年 3 月 15 日
災害等における物資等の緊急輸送業務及び応急対策業務に関する協定	栃木県トラック協会塩那支部 矢板地区協議会	輸送用車両及び資機材（重機等）の提供等	平成 31 年 4 月 12 日
災害時における飲料水等の提供に関する協定	株式会社伊藤園	飲料水等の供給、災害対応型自動販売機内の在庫商品の無償提供	令和元年 5 月 31 日
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	町のホームページのキャッシュサイトの掲載、避難勧告等の緊急情報、避難所等の防災情報の掲載等	令和元年 6 月 17 日
災害時における物資の提供に関する協定	株式会社アクティオ	トイレ、ハウス、発電機、照明機器、冷暖房機器、重機類、水中ポンプ等の提供	令和元年 8 月 8 日
災害時における土のう用砂の供給協力に関する協定	栃木北アスコン株式会社	災害時における土のう用砂の提供	令和元年 11 月 19 日
大規模災害時における施設の一般開放に関する協定書	株式会社ジュンアンドロ ペ・エンターテイメント	大規模災害時における施設の一般開放	令和 2 年 4 月 1 日
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社	災害時における電力の早期回復のための相互協力	令和 2 年 6 月 19 日
災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	セツカートン株式会社 J パックス株式会社	段ボール製簡易ベッド、段ボール製間仕切り等の提供	令和 2 年 6 月 30 日
災害時における物資の保管等にかかる協力に関する協定	塩野谷農業協同組合	物資集積場所の提供、荷役資機材、人材の協力	令和 2 年 8 月 18 日
災害時における飲料水、被服等の提供に関する協定書	一般社団法人 SHIOYA CHALLENGE	災害時における飲料水、被服等の供給	令和 2 年 8 月 28 日

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第3 防災関係機関・協力団体

1 防災関係機関連絡先一覧

(1) 町

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
塩谷町役場	塩谷町大字玉生741	0287-45-1111
〃 生涯学習センター	塩谷町大字船生989-1	0287-48-7503
〃 玉生コミュニティセンター	塩谷町大字玉生681	0287-45-0050
〃 大宮コミュニティセンター	塩谷町大字大宮1028-2	0287-46-0116
〃 船生コミュニティセンター	塩谷町大字船生3733-1	0287-41-6102

(2) 消防

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
塩谷広域行政組合消防本部	矢板市富田94-1	0287-44-2511
〃 塩谷消防署	塩谷町大字道下1015-1	0287-45-0090

(3) 県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
県消防防災課	宇都宮市埴田1-1-20	028-623-2132
矢板土木事務所	矢板市鹿島町20-11	0287-44-2185
県北健康福祉センター	大田原市住吉町2-14-9	0287-22-2257
矢板健康福祉センター	矢板市鹿島町20-22 塩谷庁舎	0287-44-1296
農業環境指導センター	宇都宮市竹林町1030-2	028-626-3086
塩谷南那須農業振興事務所	矢板市鹿島町20-22 塩谷庁舎	0287-43-1251
県央家畜保健衛生所	宇都宮市平出工業団地6-8	028-689-1200
矢板森林管理事務所	矢板市鹿島町20-22 塩谷庁舎	0287-43-0427
矢板土木ダム管理部	矢板市末広町3-4	0287-43-5224
〃 西荒川ダム管理所	塩谷町大字上寺島710	0287-45-0141
〃 東荒川ダム管理所	塩谷町大字上寺島1616-5	0287-45-1426
佐貫ダム管理所	塩谷町大字佐貫798	0287-47-0816
東荒川発電所	塩谷町大字上寺島1617	0287-45-1289

総則
 予防
 復旧・復興
 水害等
 火山
 火災・事故
 震災
 原子力
 共通編
 災害
 応急
 対策
 編
 資料
 編

(4) 指定行政機関・指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
消防庁応急対策室	東京都千代田区霞が関2-1-2	03-5253-7527
関東経済産業局	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	048-600-0213
関東東北産業保安監督部	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1	048-600-0433
栃木農政事務所	宇都宮市中央2-1-16	028-633-3311
栃木労働局	宇都宮市明保野町1-4	028-634-9111
関東森林管理局塩那森林管理署	大田原市宇田川1787-15	0287-28-3125
〃 矢板森林事務所	矢板市扇町1-5-9	0287-43-0327
宇都宮地方气象台	宇都宮市明保野町1-4	028-635-7260
下館河川事務所	茨城県筑西市二木成1753	0296-25-2171
〃 氏家出張所	さくら市大中323-2	028-682-2700

(5) 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
東日本電信電話(株)栃木支店	宇都宮市平出工業団地48-2	028-662-4256
(株)NTTドコモ 栃木支店	宇都宮市大通り2-4-3	028-639-6000
KDDI(株)小山テクニカルセンター	小山市神鳥谷1828	0285-28-5156
ソフトバンク(株)	東京都港区東新橋1-9-1	03-6889-2000
東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社	宇都宮市馬場通り1-1-11	028-305-8025
〃 栃木北支社	大田原市山の手1-9-14	0287-50-3211
日本放送協会宇都宮放送局	宇都宮市中央3-1-2	028-634-9155
日本赤十字社栃木県支部事務局	宇都宮市若草1-10-6	028-622-4801
玉生郵便局	塩谷町大字玉生582	0287-45-0001
大宮郵便局	塩谷町大字大宮1015	0287-46-0001
船生郵便局	塩谷町大字船生3634	0287-47-0001

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
(一社)栃木県LPガス協会	宇都宮市東今泉2-1-21	028-689-5200
(一社)栃木県トラック協会	宇都宮市八千代1-5-12	028-658-2515
(一社)栃木県バス協会	宇都宮市八千代1-4-12	028-658-2622
(一社)栃木県タクシー協会	宇都宮市八千代1-4-12	028-658-2411
(株)栃木放送	宇都宮市本町12-11	028-622-1111
(株)エフエム栃木	宇都宮市中央1-2-1	028-638-7640
(株)とちぎテレビ	宇都宮市昭和2-2-2	028-623-0031
(一社)栃木県医師会	宇都宮市駒生町3337-1 とちぎ健康の森内	028-625-2655
(公社)栃木県看護協会	宇都宮市駒生町3337-1 とちぎ健康の森内	028-625-6141
(一社)栃木県歯科医師会	宇都宮市一の沢4-7	028-648-0502
(一社)栃木県薬剤師会	宇都宮市緑5-1-5	028-658-9877
(公社)栃木県柔道整復師会	宇都宮市西一の沢町4-7	028-648-0502
社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会	宇都宮市若草1-10-6	028-622-0524
栃木県石油商業組合	宇都宮市昭和1-3-10	028-622-0435
(一社)栃木県建設業協会	宇都宮市梁瀬町1958-1	028-639-2611
塩谷郡市医師会	さくら市桜野1319-3	028-682-3518

共通編	総則
	予防
災害応急対策編	復旧・復興
	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
資料編	原子力

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
関東自動車株式会社	宇都宮市駅前通り 3-2-5	028-634-8179
しおや交通	塩谷町大宮2549	0287-46-0011
船生土地改良区	塩谷町大字船生3639	0287-47-0044
塩谷町大宮土地改良区	塩谷町大字大宮2011	0287-46-0161
しおや土地改良区	塩谷町大字玉生487-7	0287-45-1499
赤沼用水土地改良区	塩谷町大字風見351-3	0287-46-0281
塩谷南部土地改良区	塩谷町大字大宮1029-1	0287-46-0250
風見上平土地改良区	塩谷町大字大宮1029-1	0287-46-0236

(7) 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
矢板警察署	矢板市中2001-1	0287-43-0110
〃 玉生駐在所	塩谷町大字玉生582-1	0287-45-0020
〃 船生第一駐在所	塩谷町大字船生3634-2	0287-47-0034
〃 船生第二駐在所	塩谷町大字船生6082-81	0287-47-0149
〃 大宮駐在所	塩谷町大字大宮1364	0287-46-0034

(8) 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第12特科隊第1中隊	宇都宮市茂原 1-5-45	028-653-1551 (内線535~538)

(9) 一部事務組合

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
塩谷広域行政組合	矢板市安沢3622-1	0287-48-2066
エコパークしおや	矢板市安沢3640	0287-46-5711
しおやクリーンセンター	矢板市安沢3622-1	0287-48-2857
しおや聖苑	矢板市乙畑1806-3	0287-48-0411

(10) その他公共的団体

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
J Aしおのや塩谷地区営農生活センター	塩谷町大字原荻野目148	0287-45-1311
塩谷地方農業共済組合	さくら市桜野1622-1	028-682-8491
塩谷町商工会	塩谷町大字田所1601-1	0287-45-0511
たかはら森林組合	矢板市館ノ川777-1	0287-43-0451
塩谷町社会福祉協議会	塩谷町大字玉生1943-1	0287-45-0133

(11) 地区防災計画策定団体

団 体 名	計 画 名
芦場新田区自主防災組織	芦場新田区地区防災計画

2 塩谷町指定給水工事店一覧

令和元年6月6日現在

工事店名	所在地	電話番号	工事店名	所在地	電話番号
(有)阿久津金物店	玉生宿	45-0029	アイファースト(株)	宇都宮市	028-678-3700
(株)和気商事	玉生宿	45-0505	(株)広野冷熱工業	宇都宮市	028-665-3356
(有)マルイチ工業	梶橋	45-2133	渡辺建設(株)	宇都宮市	028-661-5556
(有)増淵工務店	喜佐見	45-1372	岩原産業(株)	宇都宮市	028-662-8441
環境設備工業(有)	沼倉	47-0617	(有)鈴康設備工業	宇都宮市	028-656-5485
(株)東建設	沼倉	47-1230	(有)湯沢設備工業	宇都宮市	028-665-0256
(株)塩谷商事	板橋	47-0058	(有)高工設備工業	宇都宮市	028-665-0843
中村設備	宿上	47-0065	(有)栄進設備	宇都宮市	028-648-5608
船生建設(株)	宿下	47-0051	(有)かまひこ工業	宇都宮市	028-307-7981
(有)丸生実業	道谷原	47-0976	久保井水道(有)	宇都宮市	028-674-2053
(有)山下燃料設備	大宮上	46-0348	藤井産業(株)	宇都宮市	028-662-7100
大森ミシン電機商会	大宮中	46-0027	(株)野沢實業	宇都宮市	028-656-2851
青木金物店	諸杉	46-1111	宇都宮土建工業(株)	宇都宮市	028-656-1222
吉成水道	諸杉	47-6113	平成理研	宇都宮市	028-660-1700
タマヤマ住設	田所上	45-0045	若目田設備(有)	宇都宮市	028-670-6400
小島土建(株)	風見	46-0114	(有)キムラ設備工業	宇都宮市	028-624-3022
(株)浜屋組	矢板市	0287-43-1181	くらもち水道	宇都宮市	028-674-1894
三共ジャビレット	矢板市	0287-48-0083	横山工業(株)	宇都宮市	028-661-0015
カンノ設備	矢板市	0287-43-7086	(有)東栄理工	宇都宮市	028-667-6512
斎藤設備(有)	矢板市	0287-43-8970	(有)平成スマイル設備工業	宇都宮市	028-645-9671
泉水道(有)	矢板市	0287-43-5415	和田工業(株)	宇都宮市	028-621-0511
(有)長峰設備工業	矢板市	0287-48-1409	リメイク	宇都宮市	028-680-6377
西有工業(有)	矢板市	0287-43-3134	(株)西浦工業	宇都宮市	028-648-4128
荒牧空調工業(株)	さくら市	028-682-2810	(有)三陽設備工業	大田原市	0287-23-1400
(株)斎藤工業	さくら市	028-682-9582	大田原設備メンテナンス	大田原市	0287-23-1674
(有)野沢設備工業	さくら市	028-682-3415	郡司設備工業	大田原市	0287-24-2655
(株)サンテック	さくら市	028-686-8005	国井設備工業	大田原市	0287-28-1877
タイガー設備工業	さくら市	028-686-4431	那須設備(株)	那須塩原市	0287-36-0341
コボリ工業(株)	さくら市	028-681-2163	福田設備	那須塩原市	0287-38-2784
(有)古口設備工業	高根沢町	028-675-0487	(有)クリプトン	那須塩原市	0287-60-5050
(株)荻原組	高根沢町	028-675-3917	(有)ヒカリ企画	那須塩原市	0287-37-5772
(有)総和住設	高根沢町	0120-806610	(株)大地設備	那須塩原市	0287-37-8850
(有)日泉技工	日光市	0288-53-5081	(有)伸和設備工業	那須塩原市	0287-36-0944
竹内設備	日光市	0288-26-5881	(株)川田組	鹿沼市	0289-76-1310
(株)竹原工業	日光市	0288-22-1122	(株)横山設備	鹿沼市	0289-72-0262
(株)鮫島工業	日光市	0288-22-0448	(有)益子ポンプ店	那珂川町	028-92-2977
(株)タイホー	日光市	0288-26-5556	(株)田島工業	那珂川町	0287-96-3211
(株)早川住宅設備	日光市	0288-22-0217	(有)桧山工業	芳賀町	0286-77-4648
(有)高田商店	日光市	028-821-0563	(株)平石工業	芳賀町	0286-77-1037
(有)渡辺設備工業	日光市	0288-30-7676	(有)藤沢設備工業	真岡市	0285-84-1689
(株)稲葉設備	日光市	028-821-1469	(有)石川	市貝町	028-68-1151

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

工事店名	所在地	電話番号	工事店名	所在地	電話番号
加藤工業所	日光市	0288-21-7134	(有)ビクトリー	茨城県	0280-79-1066
(有)メンテナンス下野	日光市	0288-31-0090	(株)クラシアン	神奈川県	028-639-5611
(株)イマデン	日光市	0288-22-1770	(株)イースマイル	大阪府	06-6631-7449
鈴木建設(株)	小山市	0285-23-1375	(株)アクアライン	広島県	082-502-6639

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

第4 避難・救援施設等

1 避難所等一覧

(1) 指定避難所・指定緊急避難場所

番号	名称	所在地	電話番号 (庁内局番0287)	指定緊急避難場所との重複	地震利用可能性	洪水利用可能性	土砂災害利用可能性	避難所収容人数(人)	避難所収容面積(m ²)
1	塩谷町立玉生小学校	塩谷町大字玉生395	48-7501	○	○	○	○	2,418	4,837.2
2	日々輝学園高等学校開校館	塩谷町大字大宮2579-1	45-1111	○	○	○	○	3,802	7,604.1
3	塩谷町立塩谷中学校	塩谷町大字飯岡1248	48-7501	○	○	○	—	5,341	10,683.1
4	星ふる学校くまの木	塩谷町大字熊ノ木802	45-0061	○	○	○	○	551	1,102.3
5	自然休養村センター	塩谷町大字熊ノ木987-2	45-2211	○	○	○	○	643	1,287.6
6	認定しおやこども園	塩谷町大字玉生1057-83	45-1119	○	○	○	○	471	943.4
7	尚仁沢はーとらんど	塩谷町大字上寺島1618-4	41-1080	○	○	○	○	296	593.5
8	塩谷町立船生小学校	塩谷町大字船生3660	47-0030	○	○	○	○	1,685	3,371.6
9	塩谷町生涯学習センター	塩谷町大字船生989-1	48-7503	○	○	○	○	787	1,574.7
10	ふにゅう保育園	塩谷町大字船生3600-1	47-0144	○	○	○	○	385	770.0
11	旧船生西小学校	塩谷町大字船生6000	45-2210	○	○	○	○	1,108	2,216.8
12	塩谷町立大宮小学校	塩谷町大字大宮2166	46-0014	○	○	○	○	1,673	3,348.2
13	旧大久保小学校	塩谷町大字大久保1401	45-1111	○	○	床下浸水	○	1,042	2,085.4
14	日々輝学園高等学校	塩谷町大字大宮2475-1	41-3841	○	○	○	—	1,476	2,954.1
15	道の駅 湧水の郷しおや	塩谷町大字船生3733-1	41-6101	○	○	○	○	539	1,080.0
16	大宮コミュニティセンター	塩谷町大字大宮1028-2	46-0116	○	○	○	○	307	614.1
17	おおみや保育園	塩谷町大字大宮2108-1	46-0304	○	○	○	○	300	601.4
18	田所体育館	塩谷町大字田所973	48-7503	○	○	○	○	375	750.0

※本町の指定緊急避難場所を対象とする災害は、地震、洪水、土砂災害、大規模火事、内水氾濫とする。
 ※洪水利用可能性又は土砂災害利用可能性は、各施設が、令和元年3月2日時点における浸水想定区域又は土砂災害警戒区域等に立地されているか評価したものであり、区域外の場合「○」としている。
 ※収容人数は、2.00m²/人として算出する。
 ※令和3年2月時点で、土砂災害（特別）警戒区域内の施設は、3「塩谷町立塩谷中学校」となっている。

(2) 福祉避難所

番号	名称	所在地	電話番号 (庁内局番 0287)
1	特別養護老人ホーム 星の郷	塩谷町大字田所2191番地19	45-0100
2	特別養護老人ホーム せせらぎ	塩谷町大字上沢968	47-2000
3	グループホーム かわむら	塩谷町大字船生3844-46	47-2345
4	小規模多機能ホーム かわむら	塩谷町大字船生3844-46	47-2350
5	介護老人保健施設 ユニットケアしおや	塩谷町大字玉生570-1	45-2220
6	サービス付き高齢者向け住宅 湯ったり・しおや	塩谷町大字玉生915	46-5563

総則
 共通編
 予防
 復旧・復興
 水害等
 災害
 火山
 火災・事故
 震災
 原子力
 資料編

2 防災倉庫飲食料備蓄状況

令和3年2月現在

倉庫名	食 料			水
	アルファ米	パンの 缶詰	その他	
別紙一覽参照				

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

3 福祉・医療関係

(1) 福祉施設一覧

番号	名称	所在地	電話番号 (庁内局番0287)	サービス内容
1	塩谷町地域包括支援センター	塩谷町大字玉生741	45-1119	-
2	老人デイサービスセンター こすもす	塩谷町大字玉生395	45-1222	居宅介護支援（ケアマネージャー）、通所介護（デイサービス）
3	尾形病院	塩谷町大字玉生570-1	45-2222	介護医療院
4	訪問看護ステーション ゆうすい		45-2280	訪問介護
5	介護老人保健施設 ユニットケアしおや		45-2220	短期入所療養介護（医療室ショートステイ）、介護老人保健施設
6	尾形病院 デイケアセンターやませみ		45-2227	通所リハビリテーション（デイケア）
7	居宅介護支援事業所 湯ったり・しおや	塩谷町大字玉生915	46-5563	居宅介護支援（ケアマネージャー）
8	定期巡回型訪問介護看護 湯ったり・しおや		46-5575	定期巡回型訪問介護看護
9	通所介護事業所 湯ったり・しおや		46-5565	通所介護（デイサービス）
10	サービス付き高齢者向け住宅 湯ったり・しおや		46-5563	サービス付き高齢者向け住宅有料老人ホーム
11	ショートステイしんせい	塩谷町大字上寺島584-13	47-6706	短期入所生活介護（ショートステイ）
12	支援センター せせらぎ	塩谷町大字上沢968	47-2013	居宅介護支援（ケアマネージャー）
13	デイサービスセンター せせらぎ		47-2001	通所介護（デイサービス）
14	特別養護老人ホーム せせらぎ		47-2000	短期入所生活介護（ショートステイ）、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
15	小規模多機能ホーム かわむら	塩谷町大字船生3844-46	47-2350	小規模多機能型居宅介護
16	グループホーム かわむら		47-2345	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
17	支援センター かわむら		47-2370	居宅介護支援（ケアマネージャー）
18	グループホームおおくぼ※	塩谷町大字大久保1650-1	47-6363	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
19	なごみ	塩谷町大字熊ノ木1162-122	45-1008	訪問介護（ホームヘルプサービス）
20	特別養護老人ホーム星の郷	塩谷町大字田所2191-19	45-0100	短期入所生活介護（ショートステイ）、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
21	ライキ園※	塩谷町熊ノ木1057-1	45-2940	短期入所生活介護（ショートステイ）

※令和3年2月時点で、浸水想定区域内の施設は、18「グループホームおおくぼ」、土砂災害（特別）警戒区域内の施設は、21「ライキ園」となっている。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

(2) 県指定災害拠点病院一覧

病院名	所在地	電話番号
済生会宇都宮病院	宇都宮市竹林町911—1	028—626—5500
独立行政法人 国立病院機構 栃木医療センター	宇都宮市中戸祭1—10—37	028—622—5241
独立行政法人 地域医療機能推進機構 うつのみや病院	宇都宮市南高砂町11—17	028—653—1001
上都賀厚生農業協同組合連合会 上都賀総合病院	鹿沼市下田町1—1033	0289—64—2161
獨協医科大学病院	壬生町北小林880	0282—86—1111
自治医科大学附属病院	下野市薬師寺3311—1	0285—44—2111
日本赤十字社栃木県支部 足利赤十字病院	足利市五十部町284—1	0284—21—0121
日本赤十字社 那須赤十字病院	大田原市中田原108—14	0287—23—1122
日本赤十字社 芳賀赤十字病院	真岡市台町2461	0285—82—2195
獨協医科大学 日光医療センター	日光市高德632	0288—76—1515
国際医療福祉大学 塩谷病院	矢板市富田77	0287—44—1155

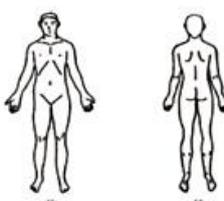
(3) 町内医療機関一覧

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
阿久津医院	船生3632	47—1118	内科 眼科
植木医院	金枝950	45—0558	内科 小児科
大和田内科	道下807—1	45—2411	内科 糖尿病内科 代謝 内分泌科 循環器内科 心療内科
尾形医院	玉生570—1	45—2222	外科 内科 胃腸科 肛門科 整形外科
風見診療所	上平27—2	46—0656	内科 小児科 外科
斎藤歯科医院	船生5364—2	47—0480	
鈴木歯科医院	上平27—12	46—0631	
園田歯科医院	船生3608—4	47—0108	
高瀬歯科医院	玉生549—7	45—1951	
とみた歯科医院	玉生850—1	45—2711	
和田歯科医院	田所2454—27	45—1927	

(4) トリアージ

トリアージとは緊急性と重症度から治療優先度の高い負傷者を選び出す作業である。トリアージの結果や患者情報を、他の救助者や関係機関に伝える手段としてトリアージタグが使用される。

トリアージタグのサンプル例

表面		裏面																																	
<p style="text-align: center;">トリアージ・タグ (災害現場用) 東京都</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>No.</td> <td>氏名 (Name)</td> <td>年齢 (Age)</td> <td>性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">住所 (Address)</td> <td colspan="2">電話 (Phone)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM</td> <td colspan="2">トリアージ実施者氏名</td> </tr> <tr> <td>搬送機関名</td> <td colspan="3">収容医療機関名</td> </tr> <tr> <td colspan="4">トリアージ実施場所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">トリアージ実施機関</td> <td colspan="2">医師 救急救命士 その他</td> </tr> <tr> <td colspan="2">傷病名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">トリアージ区分 0 I II III</td> </tr> </table>		No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)	住所 (Address)		電話 (Phone)		トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名		搬送機関名	収容医療機関名			トリアージ実施場所				トリアージ実施機関		医師 救急救命士 その他		傷病名				トリアージ区分 0 I II III				<p style="text-align: center;">トリアージ・タグ 東京都</p> <p>特記事項 (搬送・治療上特に留意すべき事項)</p> <p>その他の応急措置の状況等</p> <div style="text-align: center;">  <p>前 後</p> </div>	
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)																																
住所 (Address)		電話 (Phone)																																	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名																																	
搬送機関名	収容医療機関名																																		
トリアージ実施場所																																			
トリアージ実施機関		医師 救急救命士 その他																																	
傷病名																																			
トリアージ区分 0 I II III																																			
<p>0</p> <p>I</p> <p>II</p> <p>III</p>		<p>0</p> <p>I</p> <p>II</p> <p>III</p>																																	

トリアージの実施基準

分類	順位	トリアージタグ	症状の状態等
最優先治療群 (重症群)	第1	赤 (I)	<ul style="list-style-type: none"> 生命を救うため、直ちに処置を必要とするもの。 窒息、多量の出血、ショックの危険のあるもの。
待機的治療群 (中等症群)	第2	黄 (II)	<ul style="list-style-type: none"> 多少治療の時間が遅れても、生命に危険がないもの。 基本的には、バイタルサインが安定しているもの。
保留群 (軽症群)	第3	緑 (III)	上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としないもの
	第4	黒 (0)	既に死亡しているもの、又は明らかに即死状態であり、心肺蘇生を施しても蘇生可能性のないもの。

4 飛行場外・緊急離着陸場一覧

(1) 飛行場外離着陸場

離着陸場名	所在地	管理者及び連絡先	
塩谷町総合運動公園	塩谷町大字飯岡1160	生涯学習課	0287(48)7503
西古屋ダム東側	塩谷町大字船生西古屋東沢地内	塩那森林管理署長	0287(44)1191
西古屋ダム西側	塩谷町大字船生西古屋西沢地内	塩那森林管理署長	0287(44)1191

(2) 緊急離着陸場

離着陸場名	所在地	管理者及び連絡先	
塩谷町自然休養村センター	塩谷町大字熊ノ木987-2	産業振興課	0287(45)2211
土上平牧場	塩谷町大字上寺島字土上平1637-1	栃木県知事	028(623)2323
塩谷町生涯学習センター	塩谷町大字船生989-1	生涯学習課	0287(48)7503
日々輝学園高等学校	塩谷町大字大宮2475-1	教頭	0287(41)3851
ロペ倶楽部	塩谷町大字大久保1859-1	ロペ倶楽部	0287(46)1122
道の駅 湧水の郷 しおや	塩谷町大字船生3733-1	産業振興課	0287(45)2211
道谷原運動広場	塩谷町大字船生10836	-	-
ショーワ テストコース	塩谷町大字上沢字黒岩下698-1	-	-

総則	共通編
予防	
復旧・復興	災害 応急 対策 編
水害等	
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

5 ゴミ等収集車両関係

(1) ごみ収集運搬車両所有状況

(令和2年3月31日現在)

直 営				委託業者				許可業者			
収集車		運搬車		収集車		運搬車		収集車		運搬車	
台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)
3	9	1	2	-	-	-	-	12	32	4	16

(2) ㇿ尿収集運搬車両所有状況

(令和2年3月31日現在)

直 営				委託業者				許可業者			
収集車		運搬車		収集車		運搬車		収集車		運搬車	
台数	積載量 (kl)	台数	積載量 (kl)	台数	積載量 (kl)	台数	積載量 (kl)	台数	積載量 (kl)	台数	積載量 (kl)
-	-	-	-	-	-	-	-	11	39	-	-

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第5 消防関係

1 消防ポンプ自動車等の現況

R2年12月31日現在

	普通消防ポンプ自動車	小型消防ポンプ付積載車	その他車両	計
団本部			1	1
第1分団	2			2
第2分団	2	1		3
第3分団	1	2		3
第4分団	1			1
第5分団	1	1		2
第6分団	1	1		2
第7分団	1	2		3
第8分団	1			1
第9分団	1	2		3
計	11	9	1	21

2 消防水利の現況

R2年12月31日現在

	消火栓	防火水槽					井戸	その他		
		100m ³ 以上	60m ³ 以上 100m ³ 未満	40m ³ 以上 60m ³ 未満	20m ³ 以上 60m ³ 未満	計		河川	池湖	プール
公設	423	-	-	14(5)	12	29				
私設	38	1	-	8	3	22	2	-	-	-
計	461	1	-	22(5)	15	51	2			

注) 防火水槽の () は、耐震性貯水槽の内数

3 危険物施設一覧

R2年4月1日現在

総計	製造所	貯蔵所								取扱所				
		小計	屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	小計	第一種販売	給油	自家給	一般
50	1	37	9	5		16		5	2	12	0	6	5	6
危険物製造所等施設保有事業所数									50 事業所					

4 毒物劇物製造（販売）業等登録状況

令和2年2月21日現在

毒物劇物販売業			製造業	輸入業
一般	農業用	特定		
2	3	0	0	1

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第6 水防関係

1 雨量・水位観測所一覧

(1) 地域気象観測所（アメダス）（気象庁管理）

種類	観測所名	所在地	緯度	経度	海面上の高さ
地気	塩谷	塩谷町大字田所	36° 45' 4"	139° 53' 0"	225m

(注) 観測所の種類および観測種目

地気……地域気象観測所＝気温・風向・風速・日照・降水量

(2) 雨量観測所（栃木県管理）

観測所名	所在地	関係 河川名	主管 事務所	緯度	経度	区分
飯岡	塩谷町大字飯岡字平林1359	松川	矢板土木 事務所	36° 45' 16"	139° 50' 32"	河川
鳥羽新田	塩谷町大字喜佐見字上沢1368	荒川		36° 50' 15"	139° 50' 50"	河川
西荒川ダム	塩谷町大字上寺島字柄沢	西荒川		36° 49' 01"	139° 48' 32"	ダム
上の原	塩谷町大字上寺島1551	荒川		36° 51' 20"	139° 47' 56"	ダム
東荒川ダム	塩谷町大字上寺島1616-5	荒川		36° 50' 55"	139° 49' 42"	ダム

(3) 水位観測所（栃木県管理）

観測所			所在地	主管 事務所	水位		緯度	経度	区分
河川名	地区名	観測所名			通報	警戒			
荒川	塩谷	落合橋	塩谷町大字 下寺島字熊 の木阿の原	矢板土 木事務所	2.00	2.30	36° 47' 54"	139° 50' 43"	ダム
西荒川	塩谷	東古屋	塩谷町大字 東古屋		—	—	36° 49' 22"	139° 47' 04"	ダム
荒川	塩谷	東荒川	塩谷町大字 上寺島		—	—	36° 48' 32"	139° 50' 30"	ダム
尚仁沢川	塩谷	尚仁沢	塩谷町大字 上寺島		—	—	36° 51' 22"	139° 49' 32"	ダム

総則
 予防
 復旧・復興
 水害等
 火山
 災害
 応急
 対策
 編
 震災
 原子力
 資料
 編

2 重要水防箇所一覧

管理別	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所地先名			延長 (m)	対策水防工法
		種別	階級		市町村	町、大字	字		
県	富沢川	工作物	B	左・右	塩谷町	船生		60	積土のう
国	鬼怒川	(重点) 危険水位	—	左	〃	上平	100.25	—	
	〃	法崩れ・ すべり	B	左	〃	上平	100.00 ～ 99.00 上 30	970	表むしろ張り
	〃	堤防断面 法崩れ・ すべり	B B	左	〃	上平～大久保	99.00 上 30 ～ 98.75 下 40m	320	築きまわし 表むしろ張り
	〃	法崩れ・ すべり	B	左	〃	大久保	98.75 下 40 ～ 96.75	2,710	表むしろ張り

3 水防倉庫資材器具一覧

河川名	水防倉庫名	管理者	設置場所 (設置年月)	水防資材				水防器具			
				かます 空俵 麻袋 土のう 等 (袋)	縄 (kg) ロープ (m)	杭 (鉄・木) パイプ (本)	鉄線 (kg)	シート むしろ (枚)	鎌 (丁)	ノコギリ (丁)	ナタ (丁)
鬼怒川 荒川	大宮 水防倉庫	塩谷 町長	塩谷町大宮1365 (S27.9)	8,800	12	350	250	140	14	5	10
鬼怒川 荒川	玉生宿 水防倉庫	塩谷 町長	塩谷町玉生681 (H11.3)	10,000	30	250	0	55	0	5	5
鬼怒川 泉川	船生宿上 水防倉庫	塩谷 町長	塩谷町船生 3639-2 (H11.3)	10,000	30	250	0	55	0	5	5

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

水 防 器 具														
スコップ	ツルハシ	クワ	オノ	掛矢	ペンチ	ハンマー	カッター	チェーンソー	一輪車	発電機	照明	救命ボート	救命胴衣	その他
(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(丁)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(着)	
20	5	5	6	5	5	8	2	0	0	0	2	0	0	
10	0	0	2	3	0	3	0	1	1	0	5	0	0	土嚢作製器 1 台 メガホン 2 個
10	0	0	2	3	0	3	0	1	1	0	5	0	0	土嚢作製器 1 台 メガホン 2 個

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

第7 土砂災害・山地危険箇所

1 砂防指定地一覧

(1) 利根川水系

番号	幹川名	溪流名	市町名	指定		面積 (ha)
				告示番号	年月日	
1	鬼怒川	松川	塩谷町	建設省 1189	S56. 6. 22	2.130
2	鬼怒川	泉川	塩谷町	建設省 946	S27. 7. 12	3.232
3	鬼怒川	泉川	塩谷町	建設省 2812	S37. 11. 9	5.476
4	鬼怒川	泉川	塩谷町	建設省 2538	S41. 8. 5	2.200
5	鬼怒川	泉川	塩谷町	建設省 3661	S43. 12. 19	2.300
6	鬼怒川	泉川・寺小路川	塩谷町	建設省 2697	S38. 10. 25	5.342
7	鬼怒川	土佐川	塩谷町	内務省 495	S13. 12. 6	5.625
8	鬼怒川	土佐川	塩谷町	建設省 796	S31. 5. 4	1.159
9	鬼怒川	土佐川	塩谷町	建設省 2812	S37. 11. 9	5.225
10	鬼怒川	土佐川	塩谷町	建設省 4618	S42. 12. 28	5.000
11	鬼怒川	土佐川	塩谷町	建設省 1566	S55. 9. 27	1.200
12	鬼怒川	土佐川	塩谷町	建設省 1683	H8. 8. 14	0.320
13	鬼怒川	白石川	塩谷町	建設省 1557	S29. 11. 20	1.121
14	鬼怒川	白石川	塩谷町	建設省 2812	S37. 11. 9	2.815
15	鬼怒川	白石川	塩谷町	建設省 658	H11. 3. 17	5.140
16	松川	芦場一号沢	塩谷町	国土交通省 1480	H16. 12. 2	3.414
17	松川	釜ヶ戸屋沢・入ノ沢	塩谷町	建設省 1278	H12. 5. 10	25.820
18	松川	中の入沢・同左支溪	塩谷町	国土交通省 1446	H15. 11. 13	24.600
19	泉川	松原川	塩谷町	建設省 244	S45. 3. 5	4.000
20	泉川	船生沢・カラトヤ沢	塩谷町	建設省 2812	S37. 11. 9	0.548
21	土佐川	戸ノ下川	塩谷町	建設省 62	H8. 1. 12	1.260
22	白石川	ホヤノ木沢	塩谷町	建設省 1189	S56. 6. 22	0.810
23	白石川	江戸川	塩谷町	建設省 1434	S60. 10. 28	1.020
24	白石川	江戸川・同左支川	塩谷町	建設省 157	S59. 2. 17	1.290
25	松川	学校裏沢	塩谷町	国土交通省 430	H21. 4. 10	0.741
26	松川	飯岡下沢	塩谷町	国土交通省 796	H22. 7. 30	5.318
27	松川	総合学園一号沢	塩谷町	国土交通省 14	H25. 1. 8	2.130
28	松川	芦場三号沢	塩谷町	国土交通省 630	H28. 4. 6	1.740
計	28箇所	18溪流				120.976

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
	資料編

(2) 那珂川水系

番号	幹川名	溪流名	市町名	指定		面積 (ha)
				告示番号	年月日	
1	荒川	西荒川	塩谷町	内務省 300	S 8. 9. 22	57.389
2	荒川	大名沢	塩谷町	建設省 1106	H 2. 5. 19	0.870
3	荒川	天上沢川	塩谷町	建設省 1748	S 54. 11. 22	0.460
4	荒川	東荒川	塩谷町	内務省 73	S 8. 3. 18	14.261
5	西荒川	トガ沢	塩谷町	建設省 1434	S 60. 10. 28	1.250
6	那珂川	荒川	塩谷町	建設省 1773	S 38. 7. 23	6.060
7	那珂川	荒川	塩谷町	建設省 4618	S 42. 12. 28	14.000
8	那珂川	荒川	塩谷町	建設省 3661	S 43. 12. 19	5.400
9	那珂川	荒川	塩谷町	建設省 357	S 48. 2. 26	16.400
10	那珂川	荒川	塩谷町	建設省 1106	H 2. 5. 19	36.000
11	那珂川	荒川	塩谷町	建設省 158	H 8. 2. 5	0.840
12	那珂川	荒川	塩谷町	建設省 658	H 11. 3. 17	37.870
計	12箇所	6 溪流	-	-	-	190.80

総則	共通編	
予防		
復旧・復興		
水害等		災害 応急 対策 編
火山		
火災・事故		
震災		
原子力		
資料編		

2 土砂災害危険箇所一覧

平成29年12月現在

ランク	市町村	字	溪流名	面積	警戒区域	特別警戒区域	指定
I	塩谷町	西古屋	ホヤノキ沢	0.58	○	○	H18
I	塩谷町	上沢	入沢一号沢	0.04	○	○	H18
I	塩谷町	風見山田	山田三号沢	0.05	○	○	H18
I	塩谷町	天頂	天頂沢	0.10	○		H18
I	塩谷町	天頂	天頂下沢	0.07	○		H18
I	塩谷町	芦場新田	芦場一号沢	0.23	○	○	H18
	塩谷町	芦場新田	芦場三号沢	0.11	○	○	H18
I	塩谷町	芦場新田	芦場五号沢	0.08	○	○	H18
I	塩谷町	西山	釜ヶ戸屋沢	0.28	○	○	H18
I	塩谷町	西山	西山一号沢	0.01	○	○	H18
I	塩谷町	西山	西山二号沢	0.04	○	○	H18
I	塩谷町	西山	西山沢	0.24	○		H18
I	塩谷町	熊ノ草	熊ノ草沢	0.17	○		H18
I	塩谷町	熊ノ草	トガ沢	0.09	○		H18
I	塩谷町	芦場新田	天頂上沢	0.06	○	○	H18
I	塩谷町	下寺島	延性寺沢	0.42	○	○	H18
I	塩谷町		学校裏沢		○	○	H20
I	塩谷町		総合公園沢二号沢		○	○	H20
II	塩谷町	沼倉	沼倉一号沢	0.05	○	○	H22
II	塩谷町	沼倉	沼倉二号沢	0.13	○	○	H22
II	塩谷町	上沢	入沢三号沢	0.20	○	○	H22
II	塩谷町	上沢	入沢二号沢	0.10	○	○	H18
II	塩谷町	上沢	入沢一号沢	0.21	○	○	H22
II	塩谷町	上沢	入沢	0.17	○		H22
II	塩谷町	上沢	学校沢	0.15	○	○	H22
II	塩谷町	上沢	入沢二号沢	0.10	○	○	H22
II	塩谷町	風見山田	山田一号沢	0.22	○	○	H22
II	塩谷町	風見山田	山田二号沢	0.07	○	○	H22
II	塩谷町	泉	泉一号沢	0.08	○	○	H22
II	塩谷町	泉	泉二号沢	0.09	○	○	H22
II	塩谷町	泉	泉三号沢	0.08	○	○	H22
II	塩谷町	飯岡	飯岡沢	0.03	○		H20
II	塩谷町	芦場新田	芦場四号沢	0.16	○	○	H22
II	塩谷町	芦場新田	芦場二号沢	0.09	○	○	H22
II	塩谷町	上寺島	上寺島一号沢	0.27	○	○	H22
II	塩谷町	上寺島	上寺島二号沢	0.08	○	○	H22
II	塩谷町	鳥羽新田	幸名下沢	0.17	○	○	H22
II	塩谷町	船生	山口一号沢	0.03	○	○	H22
II	塩谷町	船生	山口二号沢	0.05	○	○	H22
II	塩谷町	船生	羽谷久保一号沢	0.06	○	○	H22
II	塩谷町	船生	羽谷久保二号沢	0.11	○	○	H22

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
	資料編

ランク	市町村	字	溪流名	面積	警戒区域	特別警戒区域	指定
Ⅱ	塩谷町	風見山田	山田四号沢	0.08	○	○	H22
Ⅱ	塩谷町	泉	泉四号沢	0.10	○	○	H22
Ⅱ	塩谷町	泉	泉五号沢	0.05	○	○	H22
Ⅱ	塩谷町	泉	泉六号沢	0.27	○	○	H22
Ⅱ	塩谷町	飯岡	飯岡下沢	0.06	○	○	H20
Ⅱ	塩谷町	飯岡	総合公園沢一号沢	0.15	○	○	H20
Ⅱ	塩谷町	芦場新田	芦場六号沢	0.15	○	○	H18
Ⅱ	塩谷町	西山	釜ヶ戸屋下沢	0.09	○	○	H18
Ⅱ	塩谷町	下寺島	下寺島一号沢	0.13	○	○	H22
Ⅱ	塩谷町	熊ノ草	熊ノ草一号沢	0.20	○	○	H22
Ⅱ	塩谷町	下寺島	下寺島二号沢	0.11	○	○	H22
Ⅲ	塩谷町	泉	向ノ内沢	0.04	○	○	H22
Ⅲ	塩谷町	西山	新林一号沢	0.34	○	○	H22
Ⅲ	塩谷町	東房	新林二号沢	0.09	○		H22
Ⅲ	塩谷町	下寺島	上久保沢	0.36	○	○	H22
Ⅲ	塩谷町	鳥羽新田	丸山沢	0.13	○	○	H22

総則	共通編	
予防		
復旧・復興		
水害等		災害 応急 対策編
火山		
火災・事故		
震災		
原子力		
資料編		

3 土砂災害（特別）警戒区域一覧

区域の名称	溪流名・箇所名	自然現象 の種 類	指定		適用
			告示番号	年月日	
塩谷町大字船生384 - I - 004	清水 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字船生384 - I - 005	羽谷久保 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字佐貫384 - I - 006	佐貫観音 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字船生384 - I - 007	沼倉 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字上沢384 - I - 008	上沢 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字玉生384 - I - 011	鴨屋敷（地藏坂） A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字芦場新田 384 - I - 012	天頂 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字船生384 - I - 013	西古屋 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字上寺島 384 - I - 016	西荒川ダム II A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字上寺島 384 - I - 017	上寺島 II A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字船生384 - I - 019	西古屋 II A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字船生384 - I - 020	山口 II B	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字風見山 田384 - I - 021	風見山田 II A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字風見山 田384 - I - 022	風見山田 II B	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字風見384 - I - 001	発電所 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216	H19. 3. 26	
塩谷町大字大宮384 - I - 002	大宮中学校 A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字上寺島 384 - I - 015	東荒川ダム II A	急傾斜地の崩壊	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字上寺島 384 - II - 003	東古屋 II A	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字鳥羽新 田384 - II - 007	鳥羽新田 II A	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字鳥羽新 田384 - II - 008	鳥羽新田 II B	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字喜佐美 384 - II - 009	喜佐見 II A	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

総則	共通編	
予防		
復旧・復興		
水害等		災害 応急 対策編
火山		
火災・事故		
震災		
原子力		
資料編		

区域の名称	溪流名・箇所名	自然現象 の種 類	指定		適用
			告示番号	年月日	
塩谷町大字喜佐美 384-Ⅱ-010	喜佐見ⅡB	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字熊ノ木 384-Ⅱ-011	房返ⅡA	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字熊ノ木 384-Ⅱ-012	大平崎ⅡA	急傾斜地の崩壊	栃木県181・194	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生384 -Ⅱ-014	舟場ⅡA	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生384 -Ⅱ-017	寺小路ⅡA	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生384 -Ⅱ-018	寺小路ⅡB	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生384 -Ⅱ-019	羽谷久保ⅡA	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生384 -Ⅱ-020	羽谷久保ⅡB	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生384 -Ⅱ-021	川村ⅡA	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生384 -Ⅱ-022	川村ⅡB	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生384 -Ⅱ-023	川村ⅡC	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生384 -Ⅱ-024	川村ⅡD	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生384 -Ⅱ-025	川村ⅡE	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生384 -Ⅱ-026	川村ⅡF	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生384 -Ⅱ-028	沼倉ⅡB	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上沢384 -Ⅱ-030	上沢ⅡB	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上沢384 -Ⅱ-031	上沢ⅡC	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上沢384 -Ⅱ-032	上沢ⅡD	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上沢384 -Ⅱ-033	上沢ⅡE	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上沢384 -Ⅱ-034	上沢ⅡF	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上沢384 -Ⅱ-035	玉生宿ⅡA	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字風見384 -Ⅱ-041	風見ⅡA	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)

区域の名称	溪流名・箇所名	自然現象 の種 類	指定		適用
			告示番号	年月日	
塩谷町大字上沢384 -II-042	船生A	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上沢384 -II-043	東古屋A	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生寺 小路384-II-044	円満寺(寺小路)A	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上沢384 -II-036	地藏坂II A	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上寺島3 84-III-001	東古屋III A	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生羽谷 久保384-III-002	羽谷久保III A	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字熊ノ木3 84-III-003	房返III A	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上沢384 -III-005	上沢III A	急傾斜地の崩壊	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生620 1	ホヤノキ沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字上沢J62 04	入沢一号沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字風見山 田J 6211	山田三号沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字船生 J 6218	天頂沢	土石流	栃木県216	H19. 3. 26	
塩谷町大字船生620 3	天頂下沢	土石流	栃木県216	H19. 3. 26	
塩谷町大字芦場新田 6205	芦場三号沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字芦場新田 6206	芦場五号沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字玉生620 7	釜ヶ戸屋沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字玉生 J 6219	西山一号沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字玉生620 8	西山二号沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字上寺島 6210	熊ノ草沢	土石流	栃木県216	H19. 3. 26	
塩谷町大字上寺島 6211	トガ沢	土石流	栃木県216	H19. 3. 26	
塩谷町大字下寺島 I 6-2-002	延性寺沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字飯岡 I 6 -2-004	総合公園二号沢	土石流	栃木県221・223	H21. 3. 31	(特別)

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

総則	共通編	
予防		
復旧・復興		
水害等		災害 応急 対策編
火山		
火災・事故		
震災		
原子力		
資料編		

区域の名称	溪流名・箇所名	自然現象 の種 類	指定		適用
			告示番号	年月日	
塩谷町大字沼倉 J 6201	沼倉一号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字沼倉 J 6202	沼倉二号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上沢 J 6203	入沢三号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上沢 J 6208	入沢二号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上沢 J 6204	入沢一号沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字上沢J62 06	入沢	土石流	栃木県90	H23. 3. 7	
塩谷町大字上沢J62 07	学校沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上沢620 2	入沢二号沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字風見山 田J6209	山田一号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字風見山 田J6210	山田二号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字泉J6212	泉一号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字泉J6213	泉二号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字泉J6214	泉三号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字飯岡J62 15	飯岡沢	土石流	栃木県221	H21. 3. 31	
塩谷町大字芦場新 田 J6216	芦場四号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字芦場新 田 J6217	芦場二号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上寺島 J6220	上寺島一号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字上寺島 J6221	上寺島二号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字鳥羽新 田 J6222	幸名下沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生Ⅱ6 -2-001	山口一号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生Ⅱ6 -2-002	山口二号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生Ⅱ6 -2-003	羽谷久保一号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字船生Ⅱ6 -2-004	羽谷久保二号沢	土石流	栃木県90	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字風見山 田Ⅱ6-2-005	山田四号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)

区域の名称	溪流名・箇所名	自然現象の種類	指定		適用
			告示番号	年月日	
塩谷町大字泉Ⅱ6-2-006	泉四号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字泉Ⅱ6-2-007	泉五号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字泉Ⅱ6-2-008	泉六号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字飯岡Ⅱ6-2-010	総合公園一号沢	土石流	栃木県221・223	H21. 3. 31	(特別)
塩谷町大字芦場新田Ⅱ6-2-011	芦場六号沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字玉生Ⅱ6-2-012	釜ヶ戸屋下沢	土石流	栃木県216・220	H19. 3. 26	(特別)
塩谷町大字下寺島Ⅱ6-2-013	下寺島一号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字熊ノ草Ⅱ6-2-014	熊ノ草一号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字下寺島Ⅱ6-2-015	下寺島二号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字泉 J6214-01	向ノ内沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字西山 J6219-01	新林一号沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字西山 J6219-02	新林二号沢	土石流	栃木県90	H23. 3. 7	
塩谷町大字下寺島 J6219-04	上久保沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字鳥羽新田 J6222-01 丸	丸山沢	土石流	栃木県90・97	H23. 3. 7	(特別)
塩谷町大字喜佐見・鳥羽新田384-I-1001	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字鳥羽新田384-I-1002	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字船生384-I-1003	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字上寺島384-II-1001	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字喜佐見384-II-1002	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字喜佐見384-II-1003	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字熊ノ木384-II-1004	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字東房・下寺島384-II-1005	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

総則	共通編	
予防		
復旧・復興		
水害等		災害 応急 対策 編
火山		
火災・事故		
震災		
原子力		
資料編		

区域の名称	溪流名・箇所名	自然現象 の種 類	指定		適用
			告示番号	年月日	
塩谷町大字熊ノ木384-II-1006	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字船生384-II-1007	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字船生384-II-1008	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字船生384-II-1009	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字船生384-II-1010	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字船生384-II-1011	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字船生384-II-1012	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字道下・玉生384-II-1013	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字道下・玉生384-II-1014	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字飯岡384-II-1015	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字泉384-II-1016	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字上寺島384-III-1001	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字喜佐見384-III-1003	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字喜佐見・熊ノ木384-III-1004	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字喜佐見384-III-1005	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字船生384-III-1007	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字船生384-III-1008	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字泉384-III-1009	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字船生384-III-004	-	急傾斜地の崩壊	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字下寺島IF2001	-	土石流	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)
塩谷町大字下寺島IIF2001	-	土石流	栃木県44・45	R 2. 1. 31	(特別)

区域の名称	溪流名・箇所名	自然現象の種 類	指定		適用
			告示番号	年月日	
塩谷町大字道谷原ⅢF2001	-	土石流	栃木県44	R 2 . 1. 31	
塩谷町大字船生ⅢF2002	-	土石流	栃木県44・45	R 2 . 1. 31	(特別)
塩谷町大字芦場新田6204	-	土石流	栃木県44	R 2 . 1. 31	
塩谷町大字玉生6209	-	土石流	栃木県44	R 2 . 1. 31	
塩谷町大字船生I6-2-001	-	土石流	栃木県44・45	R 2 . 1. 31	(特別)
塩谷町大字飯岡I6-2-003	-	土石流	栃木県44	R 2 . 1. 31	
塩谷町大字飯岡Ⅱ6-2-009	-	土石流	栃木県44	R 2 . 1. 31	
合計	149区域		うち特別警戒区域		136区域

(注) 適用欄の(特別)は、土砂災害特別警戒区域を示す。

(注) 連絡先は、消防団の他、各行政区長とする。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

4 山地災害危険地区一覧

(1) 山腹崩壊危険地区

番号	地区名	位置			直接保全対象施設	ランク	着手の状況 (平成18年度末)
		町・村	大字	字	公共施設・種類		
1	東古屋	塩谷町	上寺島	裏山	町道	A	未着手
2	熊の草	塩谷町	上寺島	川畑向	町道	A	未着手
3	鳥羽新田	塩谷町	鳥羽新田	丸山	町道	A	未着手
4	水溜山	塩谷町	鳥羽新田	吉沢	町道	A	概成
5	岳下(1)	塩谷町	船生	岳下	無	C	概成
6	岳下(2)	塩谷町	船生	岳下	無	C	未着手
7	出入(1)	塩谷町	船生	出入	町道	C	概成
8	出入(2)	塩谷町	船生	出入	町道	B	未着手
9	西古屋(1)	塩谷町	船生	西古屋	町道	B	未着手
10	西古屋(2)	塩谷町	船生	西古屋	町道	A	未着手
11	船場	塩谷町	船生	愛吉沢	町道	A	一部概成
12	百目鬼	塩谷町	船生	百目鬼	町道	B	一部概成
13	羽谷久保	塩谷町	船生	羽谷久保	町道	A	未着手
14	船生	塩谷町	船生	清水	小学校/町道	A	未着手
15	富士山(1)	塩谷町	船生	富士山	町道	A	未着手
16	沼倉	塩谷町	船生	滝ノ沢	町道	A	一部概成
17	玉生(1)	塩谷町	玉生	玉生	郵便局/町道	A	未着手
18	玉生(2)	塩谷町	玉生	玉生	変電所/県道	B	未着手
19	上沢	塩谷町	大宮	上沢	町道	A	未着手
20	風見(1)	塩谷町	大宮	風見山田	町道	A	未着手
21	風見(2)	塩谷町	大宮	風見山田	町道	B	未着手
22	天頂山	塩谷町	船生	天頂	県道	A	一部概成
23	岳下(3)	塩谷町	下寺島	妙義前	無	C	未着手
24	船場(2)	塩谷町	船生	マタオロ	町道	C	概成
25	合柄橋	塩谷町	船生	合柄橋	無	A	未着手
26	富士山(3)	塩谷町	船生	富士山	無	C	未着手
27	ドウヤマ	塩谷町	玉生	ドウヤマ	無	B	未着手
28	川村	塩谷町	船生	馬洗山	無	C	未着手
29	佐貫	塩谷町	佐貫	ザイシ	町道	B	未着手
30	川前	塩谷町	上寺島	入鹿の又	県道	B	一部概成
31	後山	塩谷町	熊ノ木	ニカイ	町道	A	未成
32	松井沢	塩谷町	熊ノ木	-	町道	C	概成
33	道下	塩谷町	玉生	シンゾウ坂	県道	A	一部概成
34	古寺	塩谷町	上寺島	古寺	林道	C	概成
35	玉生(3)	塩谷町	玉生	-	病院/県道	B	未着手
36	熊ノ木(2)	塩谷町	熊ノ木	-	-	-	未着手
37	船生(2)	塩谷町	船生	-	病院/小学校/町道	-	未着手
38	芦場新田	塩谷町	芦場新田	-	町道	-	未着手
39	玉生(4)	塩谷町	玉生	-	公民館/町道	-	未着手
40	飯岡	塩谷町	飯岡	-	公園/町道	-	未着手

総則
 予防
 復旧・復興
 水害等
 火山
 火災・事故
 震災
 原子力
 共通編
 災害
 応急
 対策
 編
 資料
 編

番号	地区名	位置			直接保全対象施設	ランク	着手の状況 (平成18年度末)
		町・村	大字	字	公共施設・種類		
41	高島	塩谷町	上寺島	キュウベイカ	町道	-	未着手
42	坂下	塩谷町	下寺島	カノ	-	-	-
43	坊ヶ入山	塩谷町	船生	坊ヶ入山	-	-	-

(2) 崩壊土砂流出危険地区

番号	地区名	位置			直接保全対象施設	ランク	着手の状況 (平成18年度末)
		町・村	大字	字	公共施設・種類		
1	西立室沢	塩谷	上寺島	萩の目境	町道	C	一部概成
2	黒沢	塩谷	上寺島	萩の目境	町道	C	一部概成
3	尚仁沢	塩谷	上寺島	萩の目境	ダム管理事務所/県道	B	一部概成
4	寺沢	塩谷	上寺島	寺沢	無	C	一部概成
5	鳥羽	塩谷	鳥羽新田	丸山	発電所/町道	C	未着手
6	鳥羽新田	塩谷	鳥羽新田	丸山	幼稚園/町道	A	未着手
7	西古屋(2)	塩谷	船生	西裏山	林道	A	未着手
8	西古屋(1)	塩谷	船生	西裏山	林道	B	未着手
9	岳下(1)	塩谷	船生	岳下	町道	C	未着手
10	岳下(2)	塩谷	船生	岳下	町道	C	未着手
11	山口	塩谷	船生	西ノ入	町道	A	一部概成
12	皆沢	塩谷	船生	皆沢	町道	C	一部概成
13	トビノ巣沢	塩谷	玉生	上寺島	町道	C	未着手
14	後久保沢	塩谷	玉生	下寺島	町道	C	一部概成
15	松茸	塩谷	船生	下寺島	町道	B	未着手
16	ホヤノギ沢	塩谷	船生	ホヤノギ沢	町道	B	概成
17	道谷原	塩谷	船生	上の沢	町道	A	一部概成
18	百目鬼	塩谷	船生	百目鬼裏	町道	B	一部概成
19	沼倉	塩谷	船生	滝の沢	町道	B	未着手
20	長沢	塩谷	玉生	長沢	町道	A	未着手
21	入の沢	塩谷	玉生	入の沢	町道	A	一部概成
22	西山(1)	塩谷	玉生	入の沢	町道	A	未着手
23	西山(2)	塩谷	玉生	入の沢	町道	A	未着手
24	西山(3)	塩谷	玉生	入の沢	町道	B	未着手
25	町裏	塩谷	玉生	町裏	郵便局/県道	B	未着手
26	上沢(1)	塩谷	大宮	上沢	町道	A	未着手
27	上沢(2)	塩谷	大宮	上沢	学校/町道	A	未着手
28	上沢(3)	塩谷	大宮	上沢	町道	B	未着手
29	飯岡(1)	塩谷	大宮	上沢	町道	A	未着手
30	飯岡(2)	塩谷	大宮	上沢	町道	A	未着手
31	山田(2)	塩谷	大宮	風見山田	町道	C	未着手
32	山田(1)	塩谷	大宮	風見山田	町道	B	未着手
33	桜沢(1)	塩谷	大宮	風見山田	町道	C	未着手
34	風見	塩谷	風見山田	カスミガ入	町道	A	未着手
35	星の宮	塩谷	船生	佐貫	町道	A	一部概成
36	石小屋沢上流	塩谷	上寺島	萩の目境	町道	C	一部概成

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
	資料編

番号	地区名	位置			直接保全対象施設	ランク	着手の状況 (平成18年度末)
		町・村	大字	字	公共施設・種類		
37	高柴	塩谷	船生	高柴	駐在所／町道	B	一部概成
38	尚仁沢(2)	塩谷	上寺島	萩の目境	県道	C	一部概成
39	大持沢	塩谷	上寺島	大持沢	県道	C	未着手
40	清水沢	塩谷	上寺島	清水和	県道	C	未着手
41	ホヤノギ沢(2)	塩谷	船生	ホヤノギ沢	無	C	未着手
42	ウエノ沢	塩谷	泉	小沢	町道	C	未着手
43	熊ノ木	塩谷	熊ノ木	小丸山	町道	C	一部概成
44	喜佐見	塩谷	喜佐見	次郎衛門	公民館／町道	B	未着手
45	火打石	塩谷	上寺島		県道	B	概成
46	明雲寺裏	塩谷	船生		町道	B	概成
47	芦場沢	塩谷	玉生	芦場新田	公民館／県道	A	概成
48	釜の沢	塩谷	上寺島	八ツ穴	林道	C	未着手
49	西沢	塩谷	船生	西沢	林道	C	一部概成
50	栃窪沢	塩谷	船生	大柄鳥谷	林道	C	未着手
51	船木沢	塩谷	船生	船木ヶ沢	林道	A	一部概成
52	沼倉(2)	塩谷	船生	沼倉山	町道	C	一部概成
53	宮内	塩谷	船生	宮内	-	C	一部概成
54	大名沢	塩谷	上寺島	モモノキサワ	林道	C	一部概成
55	オソ沢	塩谷	船生	トヤバ	林道	C	一部概成
56	西沢本流	塩谷	船生	西沢	林道	C	未着手
57	足尾谷沢	塩谷	船生	足尾谷沢	林道	C	一部概成
58	金沢	塩谷	船生	金沢	県道	C	未着手
59	大阪地	塩谷	飯岡	大阪地	県道	C	未着手
60	坊ヶ入山	塩谷	船生	坊ヶ入山	-	-	-
61	上沢(4)	塩谷	上沢	-	-	-	-

総則	共通編	
予防		
復旧・復興		
水害等		災害 応急 対策 編
火山		
火災・事故		
震災		
原子力		
資料編		

第8 気象及び地震に係る資料

1 宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準

種 類		発 表 基 準	
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	風 雪 注 意 報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		強 風 注 意 報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		大 雨 注 意 報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		大 雪 注 意 報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		濃 霧 注 意 報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		雷 注 意 報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
		乾 燥 注 意 報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
		な だ れ 注 意 報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		着雪(氷) 注 意 報	著しい着氷・着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
		霜 注 意 報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低 温 注 意 報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると予想されたときに発表される。	
	地面現象 注意報 ※1	地面現象 注意報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される
	浸水注意報 ※1	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動の 利用に 適合する もの	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害応急対策編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

種 類		発 表 基 準		
警 報	一般の 利用に 適合す るもの	気 象 警 報	暴 風 警 報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
			暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
			大 雨 警 報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
			大 雪 警 報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
		地面現象 警報※1	地面現象 警報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。
		浸水警報 ※1	浸 水 警 報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されたときに発表される。
		洪水警報	洪 水 警 報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	水防活動の 利用に 適合す るもの	水防活動用 気 象 警 報	大 雨 警 報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
		水防活動用 洪 水 警 報	洪 水 警 報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。
	特 別 警 報	一般の 利用に 適合す るもの	気 象 特 別 警 報	暴 風 特 別 警 報
暴 風 雪 特 別 警 報				数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。
大 雨 特 別 警 報				風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項を標題に明示して発表される。
大 雪 特 別 警 報				数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
地面現象 特 別 警 報 ※1		地 面 現 象 警 報	大雨、大雪等による山くずれ、地すべり等によって重大な災害が起こる危険性が著しく高まっている場合に発表される。	

2 塩谷町の警報・注意報発表基準一覧表

(令和2年8月6日発表官署、宇都宮地方気象台)

塩谷町	府県予報区	栃木県			
	一次細分区域	北部			
	市町村等をまとめた地域	那須地域			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	14	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	159	
	洪水		流域雨量指数基準	荒川流域=19.9、西荒川流域=12.7	
			複合基準	—	
			指定河川洪水予報による基準	鬼怒川[佐貫(下)]	
	暴風		平均風速	20m/s	
	暴風雪		平均風速	20m/s、雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 15 cm	
			山地	12時間降雪の深さ 30 cm	
	波浪		有義波高		
高潮		潮位			
注意報	大雨		表面雨量指数基準	11	
			土壌雨量指数基準	96	
	洪水		流域雨量指数基準	荒川流域=15.9、西荒川流域=10.1	
			複合基準	—	
			指定河川洪水予報による基準	鬼怒川[佐貫(下)]	
	強風		平均風速	12m/s	
	風雪		平均風速	12m/s、雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 5 cm	
			山地	12時間降雪の深さ 15 cm	
	波浪		有義波高		
	高潮		潮位		
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪				
	濃霧		視程	100m	
乾燥		最小湿度 30% 実効湿度 60%			
なだれ		①24時間降雪の深さが 30 cm以上 ②40 cm以上の積雪ががあって日最高気温が 6℃以上			
低温		夏期：最低気温 16℃以下が 2 日以上継続 冬期：最低気温 - 9℃以下			
霜		早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下			
着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110 mm		

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

警報・注意報発表基準一覧表の解説

- 大雨、洪水、大雪、の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- 土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
- 流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。
洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数10.5 以上」を意味する。
- 表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。
- 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	
火山	災害 応急 対策 編
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

3 気象庁震度階級関連解説表

気象庁は、平成21年3月31日より改定した「気象庁震度階級関連解説表」の運用を開始している。

使用にあたっての留意事項

1	気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
2	地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
3	震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
4	この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
5	この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものである。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更する。
6	この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いる。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

(1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどの人が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビ台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難になり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れることもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具がほとんど移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具がほとんど移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

総則
 予防
 復旧・復興
 水害等
 火山
 火災・事故
 震災
 原子力
 共通編
 災害
 応急
 対策編
 資料編

(2) 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性の高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置等により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性の高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物では、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れみられることがある。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
資料編	震災
	原子力

(4) 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水マンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(5) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。 そのための対策として、震度6以上の揺れがあった地震などの災害発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

(6) 大規模構造物への影響

長周期地震動*による超高層ビルの揺れ	<p>超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。</p> <p>しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。</p>
石油タンクのスロッシング	<p>長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油タンクから漏れ出たり、火災などが発生したりすることがある。</p>
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	<p>体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。</p>

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、電源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第9 その他

1 災害救助法施行細則

(昭和35年5月2日)
栃木県規則第35号)

災害救助法施行細則を次のように定める。

第1条 知事は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、市町村長に対し、当該市町村における災害が、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第1条第1項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるかどうかについて報告を求めるものとする。

2 知事は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）による救助の実施を決定した場合は、適用地域を公示するものとする。

第2条 令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。

第3条 災害救助法施行規則（昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 公用令書（別記様式第1号の1から別記様式第1号の4まで）
- (2) 公用変更令書（別記様式第2号）
- (3) 公用取消令書（別記様式第3号）

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、所要の事項を強制物件台帳（別記様式第4号）に登録しなければならない。

3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録するほか、公用変更令書の交付にあつては、変更事項を記録しなければならない。

第4条 当該職員が、取用又は使用すべき物資の引渡しを受けたときに、規則第2条第3項の規定により、受領調査（別記様式第5号）を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

第5条 規則第3条第1項の規定による損失補償請求書は、別記様式第6号による。

2 損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

第6条 規則第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 公用令書（別記様式第7号）
- (2) 公用取消令書（別記様式第8号）

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	

- 2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（別記様式第9号）に所要事項を登録しなければならない。
- 3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、前項の所要事項を抹消しなければならない。

第7条 規則第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な職員の証明書

第8条 令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。

第9条 規則第5条の規定による実費弁償請求書は、別記様式第10号による。

第10条 法第10条第3項の規定において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が入入検査を行うにあたって携帯しなければならない証票は、別記様式第11号による。

第11条 規則第6条の規定による扶助金支給申請書は、別記様式第12号による。

- 2 前項の規定による扶助金申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。
 - (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
 - (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書
- 3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第12条の規定に基づく扶助金の支給申請書の提出にあたり添付する書類は、規則第6条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

第12条 法第13条の規定に基づき救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合に、令第17条第1項の規定に基づく通知は、別記様式第13号により行うものとする。

- 2 前項の場合においては、当該市町村長は、第3条、第4条、第5条第2項、第6条及び第7条に規定するところにより、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

別表第1（第4条関係）

救助の程度方法及び期間

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

(1) 避難所

- 1 避難所を供与される者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。
- 2 避難所は、原則として、学校、公民館等既存の建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外での仮設小屋の設置、天幕の設営その他の適切な方法により実施するものとする。
- 3 避難所を設置、維持及び管理するため、支出する費用は、次に掲げるとおりとする。
 - イ 賃金職員等雇上費
 - ロ 消耗器材費
 - ハ 建物の使用謝金
 - ニ 器物の使用謝金、借上費又は購入費
 - ホ 光熱水費
 - ヘ 仮設便所等の設置費
- 4 避難所を設置、維持及び管理するため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。

1人1日当たり 330円
- 5 避難所を設置する際において、冬季（10月から3月）であるときは、別に定める額を加算する。
- 6 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これにより難しい場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することがある。

(2) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力をもってしては住家を得ることのできないものに、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

1 建設型仮設住宅

- イ 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
- ロ 建設型仮設住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出する費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費とし、5,714,000円以内とする。
- ハ 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置する場合

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。ただし、五十戸未満の場合であっても戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。

ニ 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型仮設住宅として設置することができる。

ホ 建設型仮設住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに工事を完成するものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

ヘ 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までの期間とする。

ト 建設型仮設住宅の供与の終了に伴う建設型仮設住宅の解体及び撤去並びに土地の原状回復のため支出する費用は、当該地域における実費とする。

2 借上型仮設住宅

イ 借上型仮設住宅の一戸あたりの規模は、世帯の人数に応じて1の口の規模に準ずるものとし、その借上げのため支出する費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとし、地域の実情に応じた額とする。

ロ 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、供与するものとする。

ハ 借上型仮設住宅を供与できる期間は、1のへの期間と同様の期間とする。

2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊出しその他による食品の給与

1 炊出しその他による食品の給与は、1の(1)の1により避難所に避難している者、住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等の被害を受けたために、炊事のできない者又は住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して現物をもって行うものとする。

2 炊出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げるとおりとする。

イ 主食費

ロ 副食費

ハ 燃料費等

ニ 雑費

3 炊出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用の額は、1人1日当たり、1,160円以内とする。

4 炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 飲料水の供給

1 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

2 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

3 飲料水の供給を実施する期間は、2の(1)の4の炊き出しその他による食品の給与を実施する期間に準ずるものとする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損して、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じおおむね次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

- イ 被服、寝具及び身の回り品
- ロ 日用品
- ハ 炊事用具及び食器
- ニ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。ただし、これにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要な費用を支出することができる。

1 住宅の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季別	期 間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	10月～3月	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

2 住宅の半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けた世帯

季別	期 間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季	10月～3月	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

4 医療及び助産の給付

(1) 医療の給付

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

- 1 医療の給付は、災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に救護班によって行うことを原則とする。
 - 2 医療の給付は、次の範囲内において行うものとする。
 - イ 診療
 - ロ 薬剤又は治療材料の支給
 - ハ 処置、手術その他の治療及び施術
 - ニ 施設病院又は診療所への収容
 - ホ 看護
 - 3 医療の給付のため支出する費用は、使用した薬剤費、治療材料費及び医療器具修繕費等の実費とし、やむを得ない事情のため救護班によらず、一般の病院、診療所において医療の給付を受けた場合には、国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。
 - 4 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。
- (2) 助産の給付
- 1 助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものであること。
 - 2 助産の給付は、次の範囲内において行うものとする。
 - イ 分べんの介助
 - ロ 分べん前及び分べん後の処置
 - ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
 - 3 助産の給付のため支出する費用は、救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料費及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額とする。
 - 4 助産の給付を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。
- 5 被災者の救出
- (1) 被災者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行うものとする。
 - (2) 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費等とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。
 - (3) 被災者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することがある。
- 6 被災した住宅の応急修理
- (1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼し、若しくは半壊して自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。
 - (2) 住宅の応急修理は、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対して行うものとする。
 - (3) 住宅の応急修理のため支出する費用は、1世帯当たり、595,000円以内とする。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

(4) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了させるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

7 生業資金の貸与

- (1) 生業資金の貸与は、住家が全焼し、又は洪水により倒壊し、流失する等の被害を受け、生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。
- (2) 生業資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な事業計画を有し、償還能力のある者に対して行うものとする。
- (3) 生業資金の貸与限度額は、次に掲げる金額の範囲内とする。
- イ 生業費 1件当たり 30,000円以内
 - ロ 就職支度費 1件当たり 15,000円以内
- (4) 生業資金の貸与を実施する期間は、災害発生の日から一箇月以内とする。ただし、特別の事情によりこの期間により難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。
- (5) 生業資金を貸与する場合は、次の条件を付すものとする。
- 1 貸与期間 2年以内
 - 2 利子 無利子

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、災害により学用品を喪失し、又はき損して、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、おおむね次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
- 1 教科書
 - 2 文房具
 - 3 通学用品
- (3) 学用品の給与のため支出する費用は、次の各号に定める額の範囲内とする。
- 1 教科書代
 - イ 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費
 - ロ 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費。
 - 2 文房具費及び通学用品費
 - イ 小学校児童にあつては、1人当たり、4,500円

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

ロ 中学校生徒にあつては、1人当たり、4,800円

ハ 高等学校等生徒にあつては、1人当たり、5,200円

(4) 学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他については15日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間これを延長することができる。

9 死体の搜索及び処理

(1) 死体の搜索

1 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

2 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

3 死体の搜索を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これにより難い場合には内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間これを延長することができる。

(2) 死体の処理

1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

2 死体の処理は、次の事項について行うものとする。

イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

ロ 死体の一時保存

ハ 検案

3 検案は、原則として救護班が行うものとする。

4 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。

イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置料、1体当たり3,500円

ロ 死体の一時保存に要する費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあつては、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,400円（死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合には、5,400円に当該地域における通常の実費を加算した額）とする。

ハ 検案が救護班により、行われ難い場合の費用は、当該地域の慣行料金とする。

5 死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間これを延長することができる。

10 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを実施するものとする。

(2) 埋葬は、次の範囲において、棺、棺材等の現物を実際に埋葬を実施する者に支給する。

1 棺

2 埋葬又は火葬

3 骨つば及び骨箱

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

- (3) 埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人215,200円以内、小人（満12歳に満たない者をいう。）172,000円以内とする。
- (4) 埋葬を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、これにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

11 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出するものは、次の場合とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得た場合は、この限りでない。

- 1 被災者の避難
- 2 医療及び助産
- 3 被災者の救出
- 4 飲料水の供給
- 5 死体の捜索
- 6 死体の処理
- 7 救助用物資の整理配分

(2) 応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認める期間は、それぞれ当該救助の実施を認めた期間以内とする。

12 災害によって、住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

- (1) 自らの資力をもってしては、障害物を除去することのできない者に対して行うものとする。
- (2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、住家への出入が困難な状態にある場合に限ること。
- (3) 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は、1世帯当たり135,400円以内とする。
- (4) 障害物の除去を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、これにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

別表第2（第12条関係）

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

法第7条第5項の規定による実費弁償の限度（日当、超過勤務手当、費用弁償）

種 別	日 当	超過勤務手当 (1時間当たり)	費 用 弁 償 額
医師 歯科医師	22,800円	4,560円	職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）の適用を受ける職員に支給する旅費の例により算定した額とする。
薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 歯科衛生士	15,900円	3,180円	
保健師 助産師 看護師 准看護師	15,700円	3,140円	
救急救命士	14,300円	2,860円	
土木技術者 建築技術者	15,500円	3,100円	
大工	26,300円	5,260円	
左官	27,000円	5,400円	
とび職	24,200円	4,840円	

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料として、その100分の3の額を加算した額以内とする。

様式 略

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

令和元年10月23日現在

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考											
<table border="1"> <tr> <td>総則</td> <td rowspan="3">共通編</td> </tr> <tr> <td>予防</td> </tr> <tr> <td>復旧・復興</td> </tr> <tr> <td>水害等</td> <td rowspan="4">災害 応急 対策 編</td> </tr> <tr> <td>火山</td> </tr> <tr> <td>火災・事故</td> </tr> <tr> <td>震災</td> </tr> <tr> <td>原子力</td> <td rowspan="2">資料編</td> </tr> </table>	総則	共通編	予防	復旧・復興	水害等	災害 応急 対策 編	火山	火災・事故	震災	原子力	資料編	避難所の設置	<p>災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</p> <p>(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</p>	災害発生の日から7日以内	<p>1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。</p> <p>2 避難に当たっての輸送費は別途計上</p> <p>3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。</p>
	総則		共通編												
	予防														
復旧・復興															
水害等	災害 応急 対策 編														
火山															
火災・事故															
震災															
原子力	資料編														
応急仮設住宅の供与		<p>住家が全壊、全壊又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</p> <p>○ 建設型仮設住宅</p> <p>1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定</p> <p>2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内</p> <p>3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。</p>	災害発生の日から20日以内着工	<p>1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内であればよい。</p> <p>2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる)</p> <p>3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。</p> <p>4 供与期間は2年以内</p>											
	<p>○ 借上型仮設住宅</p> <p>1 規模 建設型仮設住宅に準じる</p> <p>2 基本額 地域の実情に応じた額</p>	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	<p>1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。</p> <p>2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。</p>												
炊出しその他による食品の給与	<p>1 避難所に收容された者</p> <p>2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</p>	<p>1人1日当たり 1,160円以内</p>	災害発生の日から7日以内	<p>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)</p>											

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,500
			冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ① 大規模半壊又は半壊若しくは半鐘の被害を受けた世帯 595,000円以内 ② 半壊又は半鐘に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内						

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から （教科書） 1ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1 洗浄、消毒等 1体当たり 3,500円以内 2 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 22,800円 薬剤師、診療放射線技師 臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 15,900円 保健師、助産師、看護師 准看護師 15,700円 救急救命士 14,300円 土木技術者、建築技術者 15,500円 大工 26,300円 左官 27,000円 とび職 24,200円	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇用費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

3 指定文化財一覧

(1) 国指定史跡名勝天然記念物

種類	名称	所在地	指定年月日
史跡	佐貫石仏（磨崖仏）	塩谷町佐貫797	大正15年2月24日
天然記念物	尚仁沢上流部イヌブナ自然林	〃 上寺島釈迦ヶ岳国有林	平成18年7月28日

(2) 県指定有形文化財

種類	名称	所在地	指定年月日
考古資料	銅板 阿弥陀曼荼羅	塩谷町佐貫798	昭和62年12月22日
工芸品	刀銘 将 応	〃 熊ノ木450	昭和53年12月5日
	脇差（銘 宗勝）	〃 上寺島86	平成8年8月20日

(3) 町指定有形文化財

種類	名称	所在地	指定年月日
絵画	涅槃 槃 図	塩谷町船生3621	昭和56年5月26日
	〃	〃 田所716	昭和56年5月26日
彫刻	西山 不動尊	〃 玉生1507—1	昭和47年4月1日
	釈迦 牟尼 仏	〃 上寺島86	昭和58年11月9日
	釈迦 誕生 仏	〃 上平249	昭和58年11月9日
	長峰の子持ち地蔵尊	〃 船生2488—2	平成17年12月19日
	原荻野目の地蔵尊	〃 原荻野目240	平成19年1月25日
工芸品	太 刀	〃 玉生38	昭和47年4月1日
古文書	嘆 願 書	〃 肘内663	昭和47年4月1日
	田所 検地帳	〃 田所954	昭和62年4月15日
	川上 家文書	〃 原荻野目224	昭和63年8月26日
	和気 家文書	〃 上寺島86	昭和63年8月26日
考古・歴史資料	佐貫石窟開帳用具	〃 佐貫754	昭和49年6月6日
	御慈悲の碑	〃 大宮410—1	昭和50年7月19日

(4) 県・町指定無形民俗文化財

種類	名称	指定	所在地	指定年月日
舞	風見の神楽	県	塩谷町風見区	昭和32年2月15日
	寺小路の獅子舞	町	〃 井戸神区	昭和48年12月17日
	道下の獅子舞	町	〃 道下区	昭和49年6月6日
	山口の獅子舞	町	〃 山口区	平成17年12月19日
囃	上平の大杉ばやし	町	〃 上平区	昭和54年5月22日

(5) 県・町指定史跡名勝天然記念物

種類	名称	指定	所在地	指定年月日
天然記念物	船生のヒイラギ	県	塩谷町船生2041	昭和32年12月8日
史跡	高札場跡	町	〃 大久保348—1	昭和55年10月1日
	皇后塚	町	〃 船生4403	昭和63年8月26日
	官修墳墓	町	〃 船生6578—1	昭和63年8月26日
	皇太子殿下啓記念碑	町	〃 船生4022—3	昭和63年8月26日
	鳥羽新田箒根神社	町	〃 鳥羽新田193	平成8年3月8日
	佐貫ストーンサークル	町	〃 佐貫字琴平脇789	平成8年3月8日
	西の山古墳群	町	〃 大宮字西の山2479他	平成8年3月8日
天然記念物	しだれ桜	町	〃 大宮1987	昭和47年4月1日
	榎（カヤ）の木	町	〃 鳥羽新田136	昭和47年4月1日
	棗（ナツメ）の木	町	〃 熊ノ木390	昭和49年6月6日
	さいかちの木	町	〃 田所954	昭和49年6月6日
	さいかちの木	町	〃 原荻野目224	昭和49年6月6日
	コノテカシワ（白檀）	町	〃 上寺島薬師堂地内	昭和55年10月1日
	岩戸別神社社叢	町	〃 船生8171	昭和56年5月26日
	伯耆根神社社叢	町	〃 玉生1745	昭和56年5月26日
	薬師堂参道の杉並木	町	〃 道下1178—1	昭和57年9月6日
	道下のしだれ桜	町	〃 道下1029	平成19年1月25日
	金枝の桜	町	〃 金枝945—1	平成19年1月25日

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

第10 様式等

1 災害報告様式

災害報告用紙

総則 予防 復旧・復興 水害等 火山 火災・事故 震災 原子力 資料編	覚知日 令和 年 月 日				報告者 課・担当名 総・企・税・住・保・高・建・産・学・生・議・会・庁 担当 氏名 _____			
	覚知時間 時 分							
	被害場所							
	被害内容							
	通報者							
	電話番号 — —							
決 裁				合 議				
町長	副町長	総務課長	企画課長					
課長	主幹	課長補佐	係長 (副主幹)	係				
詳細記入欄（地図がある場合は添付すること）								
対応課・担当			復旧に向けた情報 (工事先等)			罹災・被災証明書の必要		
総・企・税・住・保・高・建・産・学・生・議・会・庁 担当						有 ・ 無		

栃木県塩谷郡塩谷町役場

2 栃木県火災・災害等即報要領報告様式

第1号様式（火災）

第 報

送付先：栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW—FAX 500—2146／NTT—FAX 028—623—2146	市 町 村	(消防本部名)
第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW—TEL 500—2136 NTT—TEL 028—623—2136)		報告者名	

(月 日 時 分現在)

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所			栃木県防災 情報マップ 6—, — (英字) (数字)
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所	出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢) 負傷者 重症 中等症 軽症	人 人 人 人	死者の生じた理由
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m ² m ²
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	棟 棟 棟 棟
		計 棟	棟
		焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積
			m ² m ² ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部(署) 消防団 その他(消防防災ヘリコプター等)	台 台 台・機	人 人 人
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

共通編
総則
予防
復旧・復興
水害等
災害
火山
火災・事故
震災
原子力
資料編

第2号様式 (特定の事故)

第 報

送付先：栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	市 町 村 (消防本部名)	
第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 500-2136 NTT-TEL 028-623-2136)			
事故名 { 1 危険物等に係る事故 { 2 原子力施設等に係る事故 { 3 その他特定の事故 (月 日 時 分現在)		報告者名	(TEL)

総則
 予防
 復旧・復興
 水害等
 火山
 火災・事故
 震災
 原子力
 資料編

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者(性別・年齢)	人	負傷者等	
			人 (人)	
			重症	
			人 (人)	
			中等症	
			人 (人)	
			軽症	
			人 (人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	事業所	出場機関	出場人員	出場資機材
		自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
		消防本部(署)	台人	
		消防団	台人	
		消防防災ヘリコプター	機人	
	警戒区域の設定	月 日 時 分	自衛隊	人
	使用停止命令	月 日 時 分	その他	人
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

送付先：栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW—FAX 500—2146／NTT—FAX 028—623—2146	市 町 村 (消防本部名)	
※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW—TEL 500—2136／NTT—TEL 028—623—2136)		報告者名	(Tel)

(月 日 時 分現在)

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)		
不明	人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

共通編	総則
	予防
災害応急対策編	復旧・復興
	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
	資料編

送付先：栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 500-2146/NTT-FAX 028-623-2146	市 町 村 (消防本部名)	
※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 (NW-TEL 500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)			報告者名

(月 日 時 分現在)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重症	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟	
							一部損壊	棟	未分類	棟	
119番通報の件数											
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況										
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
	その他市町が講じた応急対策										

《危機管理課・消防防災課確認事項》

- 1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
- 2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
- 3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
- 4 住民の避難の状況について確認する。(避難指示(緊急)・避難勧告・自主避難の区別をはっきりさせること。)
- 5 道路、崖くずれの状況について確認する。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

総則
共通編
復旧・復興
水害等
火山
災害
火災・事故
震災
原子力
資料編

3 緊急通行車両等の確認申出書、確認証明書及び標章

年 月 日	
緊急通行車両等確認申出書 栃木県知事 様	
住所 申出者 氏名 電話 () 局 番	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）	
使用者	住所 電話 () 局 番 氏名
通行目的	
通行日時	
通行経路	出発地
	目的地
備考	

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

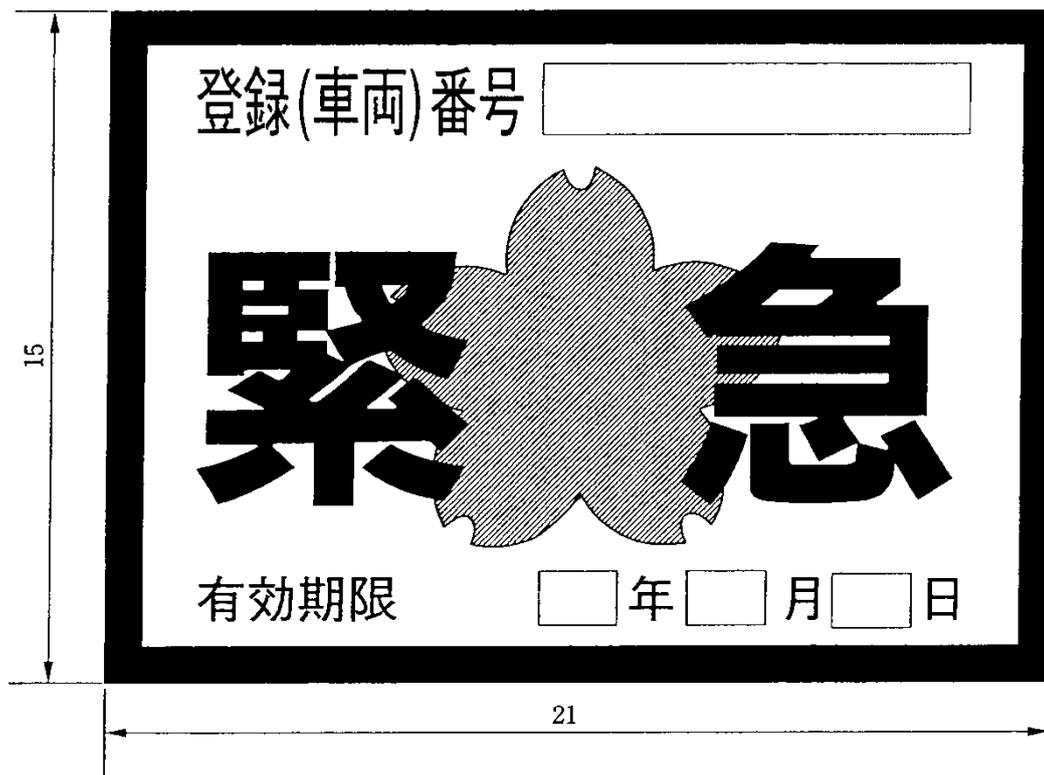
年 月 日

緊急通行車両等確認証明書

栃木県知事 印

総則	共通編
予防	
復旧・復興	
水害等	災害 応急 対策 編
火山	
火災・事故	
震災	
原子力	
資料編	

番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	電話（ ） 局 番	
	氏名		
通行目的			
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

共通編	総則
	予防
	復旧・復興
災害応急対策編	水害等
	火山
	火災・事故
	震災
	原子力
資料編	

塩谷町地域防災計画

令和3年2月

編集：塩谷町防災会議

事務局：塩谷町総務課

〒329-2292

栃木県塩谷町玉生741

TEL 0287-45-1111